2024年度
第2回業務委員会
資料№1-1

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会
ガス事業制度検討ワーキンググループ（第35回）審議概要

Ⅰ　日　時第34回　2024年6月27日（木）　15:00～16:32

Ⅱ　場　所　対面＋オンライン会議

Ⅲ　出席者
＜委員＞
山内座長、男澤委員、木山委員、草薙委員、小林委員、武田委員(欠席)、橋本委員、原委員、平野委員、二村委員、又吉委員、松村委員
＜オブザーバー＞

小野　透	一般社団法人 日本経済団体連合会 資源・エネルギー対策委員会　企画部会長代行
出口　尚平	東京電力エナジーパートナー株式会社　ガス事業部長
中島　俊朗	石油資源開発株式会社　取締役常務執行役員
鍋島　学	電力・ガス取引監視等委員会　ネットワーク事業監視課長
伯田　有一郎	ENEOS株式会社　ガス事業部長
早川　光毅	一般社団法人 日本ガス協会　専務理事
堀井　健史	電気事業連合会　企画部長
籔内　雅幸	一般社団法人 日本コミュニティーガス協会 専務理事
山本　剛	株式会社INPEX 国内エネルギー事業本部 事業企画ﾕﾆｯﾄ ｼﾞｪﾈﾗﾙﾏﾈｰｼﾞｬｰ

＜経済産業省＞
福田ガス市場整備室長、 他

Ⅳ　議事次第
都市ガスのカーボンニュートラル化について

Ⅴ　議事概要
都市ガスのカーボンニュートラル化に向けた新たな市場創出・利用拡大につながる適切な規則・制度の在り方について

１．都市ガスのＣＮ化に向けた規制・制度の在り方

● これまでに頂いた意見を踏まえ事務欲で整理案を作成した。前々回(第33回)の振り返りから、都市ガスのカーボンニュートラル化に向けては、その手段となる合成メタンやバイオメタン等の本格的な市場創出・利用拡大が必要であり、規制・制度的措置を検討することにより、持続可能な形でカーボンニュートラル化のための投資が継続される環境の整備を図ることが必要である。
また、委員から適正な規制・制度については、民間事業者のプロジェクトの進捗や、技術革新の進展、カーボンプライシング制度の検討状況等を踏まえ、慎重に検討することが必要であるとの意見もあった。
一方で、「第6次エネルギー基本計画」には「2030年には、既存インフラへ合成メタンを1%注入することを記載してある。
①短期的（～2030年頃）な目標に向けて必要な規制・制度と、②中長期的（2030年頃～）なカーボンニュートラル化に必要な規制・制度を分けて、詳細を検討していく。

● 前回(第34回)の振り返りでは短期的に必要となる規制・制度について意見を頂き、いち早く現行の制度を活用することが方針との意見を頂き、バイオガスの導入促進策として既に導入されている仕組みとして、「高度化法における目標設定」「託送料金制度の活用」を組み合わせることを前提に今後、詳細な検討を進めてはどうか。また、「証書制度についても並行的に検討を進めてはどうか。

● 高度化法における目標設定、託送料金制度の活用にあたり沢山の論点があり、各論点について

検討をしていかなければならない為、皆様の意見を元に整理した。

２．短期的な目標に向けた規制・制度の在り方

（１）高度化法における目標設定について

● 現行の高度化法では、対象のガスはバイオガスで、目標値については供給区域内において余剰バイオガスの80%以上を利用すること。義務対象者は可燃性天然ガス製品を製造して供給する事業者で「特定エネルギー供給事業者」と定義され、この内、計画作成事業者は可燃性で可燃性天然ガス製品の供給量が900億MJ以上の事業者で、該当するのが東京ガス・大阪ガス・東邦ガスの３社となっている。

● 義務対象者に対する意見

・資金力のある大きな企業とそうでないところで、だいぶ格差が生まれる。
・合成メタンへの投資は新規参入者にとっては容易ではない。
・競争政策との両立という視点が重要。
・全国ではなく特定の事業者のエリアだけにすることは、プロジェクトの負担を新規参入者に押しつけるだけ。
・バイオとe-methaneを区別する必要はない。

● 今後の検討方針

① 目標の対象ガス

これまではバイオガスのみであったが合成メタンを追加してはどうか。

② 具体的な目標

・ガス事業者は、2030年度において、各事業者の供給量の１％相当の合成メタン又はバイオガスを調達して導管に注入する。
・各事業者におけるカーボンニュートラル化の状況を踏まえ、効率的な経営の下において、合理的に利用可能な範囲において、各事業者の供給量の５％相当の合成メタン又はバイオガスを調達して導管に注入すること。

③ 義務対象者

・日本全体として都市ガスのカーボンニュートラル化を推進する観点から、都市ガスを製造して供給している事業者は合成メタンやバイオガスといった非化石エネルギーの導入に努めるべきであり、引き続き、可燃性天然ガス製品の製造（第三者委託を含む）をして供給するガス小売事業者又は一般ガス導管事業者を特定エネルギー供給事業者として定めることとしてはどうか。

・計画作成事業者については、
１）大量のエネルギーを供給している事業者であること
２）対象となる事業者によるエネルギー供給が、当該事業によるエネルギー供給の相当程度を占めるものであること
３）投資負担に耐えられないような事業者は含めないこと

これまでの考え方を踏まえると、引き続き、前事業年度におけるその製造し供給する可燃性天然ガス製品の供給量が900億メガジュール以上の事業者（東京ガス、大阪ガス、東邦ガスが対象）とすること。

・今回措置する短期的な目標に向けた規制・制度については、2030年頃を一つの区切りとして、それ以降に向け、民間事業者のプロジェクトの進捗や、技術革新の進展、カーボンプライシング制度の検討状況等を踏まえ、中長期的（2030年頃～）なカーボンニュートラル化に必要な規制・制度の具体的な検討を進めることとしてはどうか。

・その際には、特定の事業者のみならず全国の都市ガス事業者により、日本全体として都市ガスのカーボンニュートラル化を推進するという視点から検討することとしてはどうか。

④ 目標達成方法（証書の位置づけ）について

・計画作成事業者は大手３社に限定されるが、計画作成事業者以外の事業者が合成メタンやバイオガスを調達し、自らのネットワークに供給する取組を証書化し、計画作成事業者の目標達成に用いることができるようにすることで、計画作成事業者以外の事業者の取組を促進することができる可能性がある。そのため、計画作成事業者以外の事業者の取組状況等を踏まえつつ、証書導入の必要性について検討を継続することとしてはどうか。

（2）託送料金制度の活用について

● 現行のバイオガス導入に係る託送料金制度の内容

託送料金制度の活用についての意見

・企業努力が生じるシステムにすることが大切。

・原価算入と認める範囲を高度化法における目標値と整合させ、行政当局による費用の厳格な査定と、原価算入した費用の使途を明確化させることが不可欠であり、託送料金原価の透明性確保が極めて重要。

・どこに、誰に環境価値を帰属すべきと考えるのか

・託送料金における負担について、消費者にそのことが分かるようにすることが必要。

● 今後の検討方針

① 算入可能額の算出方法

・今回、都市ガスのカーボンニュートラル化を進めるため、高度化法の目標の対象ガスに合成メタンを加え、合成メタン又はバイオガスの利用に係る目標を新たに設定するにあたり、合成メタンについても、これまでのバイオガスと一体的に扱うべく、同一ネットワーク内のガス小売事業者間の公平な競争環境を整備するため、ガスの一般的な調達費用よりも割高となる費用については、託送供給料金原価に含めることができることとしてはどうか。

・算入可能額については、ガス小売事業者のバイオガス又は合成メタン調達に係る契約等を踏まえて適正に算定した額と、ガス小売事業者の原料コストと製造コストを合計して得た額の差分としてはどうか。また、算入可能額の算定にあたり計上することができる具体的な費用については、別途明確化する。

② 上限について

・余剰バイオガスの80%以上を利用することが目標とされていることから、80%を上回る部分は託送料金原価に計上することができないこととなっているが、2030年度において、各事業者の供給量の１%相当の合成メタン又はバイオガスを調達して導管に注入するとともに、合理的に利用可能な範囲において、各事業者の供給量の５%相当の合成メタン又はバイオガスを調達して導管に注入することとした場合、この目標達成のために必要となる調達費まで計上することができることとしてはどうか。

③ 環境価値の扱い

・非化石エネルギーに係る環境価値については、託送料金制度によりその導入に係る費用を負担している小売事業者に公平に分配される仕組みとすべきで、需要家のカーボンニュートラル化のニーズに応えるため、ネットワークにより小売事業者間で分配された合成メタン及びバイオガスの環境価値については、現行では需要家に等しく移転することとされているが、「合成メタンを一定割合含むメニュー」など、カーボンニュートラルなガスの割合を小売供給の特性とするメニューを作成して、小売事業者が特定の需要家向けに用いることができることとしてはどうか。

・環境価値が無いにも関わらずあたかも環境価値があるように販売するといった、需要家に誤認を与えるような表示方法を「問題となる行為」として小売ガイドラインに規定するなど、問題となる行為を指針等により明文化することとしてはどうか。

・合成メタン・バイオガスの環境価値をさらに高めるため、小売事業者の間で環境価値を移転する証書の仕組みを導入することについても今後検討してはどうか。

④ 託送料金の改定の手続について

・算入可能額の妥当性については、どのような費用をどれだけ算入可能とする必要があるか、あらかじめ調達者であるガス小売事業者が経済産業大臣の承認を得ることとしてはどうか。

・透明性の確保については、ガス小売事業者に対し、一般ガス導管事業者等から情報提供を受けた費用の内容について、指針等で、請求書への記載やウェブサイトへの閲覧を可能とすることなどの方法により、消費者に明示するよう求めることとしてはどうか。

・変分改定について、合成メタンやバイオガスの調達を行い、当該調達費を経済産業大臣に申請・承認を受けること等により、託送制度を利用してネットワーク内のガス小売事業者間で公平に負担することができることとするものであり、当該調達費に係る一般ガス導管事業者等による

託送料金の改定は、ガス小売事業者に端を発するものであり、一般ガス導管事業者等にとっては外生的な要因であると言えるため、合成メタンやバイオガスの調達費の変動額を基に託送料金を変更しようとする場合には、総原価の洗い替えを行うことは必ずしも求めず、変更後の合成メタンやバイオガスの算入可能額のみを審査する変分改定を認めることとしてはどうか。

３．中長期的なカーボンニュートラル化に向けて

- 主な意見

・中長期的には全国で公平に負担する制度への移行を見据えていただきたい。
・全国一律という格好にすれば、e-methaneもバイオガスも入れられないエリアも当然あるので、証書を使うことが必然である。

- 今後の検討方針

・短期的に必要となる規制・制度について、各種規定に具体化することとし、２０３０年以降のエネルギー政策について現在エネルギー基本計画の改定に向けた議論などを踏まえつつ、中長期的なカーボンニュートラル化に向けて必要となる規制・制度の検討を行うこととしてはどうか。

委員から

・この短期的な措置はあくまで暫定的措置として限定的と考えている。早期に全国的な中長期的な制度を確立することが必要。

・カーボンニュートラル化の負担を全国規模にするならば、証書化の仕組みを早く取り入れた方が良い。

・環境価値が全ての小売事業者に配分されることは、ｅ-メタン導入事業者側は導入へのモチベーションが落ちることも考えられる。そうならない工夫が必要。

オブザーバーから

・都市ガス業界として、２０５０年カーボンニュートラル化実現に向けすべての事業者が前向きに取り組む必要があると考える。中長期的な制度については、全国で取り組みを推進し、そのコストを全国大で負担する制度の検討をお願いしたい。また、証書については、自ら原料調達する手段のない事業者がカーボンニュートラル化に取り組むためには必要であり、証書制度の在り方の検討もお願いしたい。

以上

経済産業省

2024年度
第2回業務委員会
資料№1-2

都市ガスのカーボンニュートラル化に向けた新たな市場創出・利用拡大につながる適切な規制・制度の在り方について

～これまでいただいた御意見を踏まえた整理（案）～

2024年6月27日

資源エネルギー庁

本日御議論いただきたい点について

- 都市ガスのカーボンニュートラル化に向けた市場創出・利用拡大に向けた規制・制度の在り方について、昨年11月から審議を開始し、前回（第34回）のWGまでに、**短期的（～2030年頃）な目標に向けて検討が必要な規制・制度と、中長期的に検討が必要な規制・制度に分けて議論を行う整理**を行った上で、**短期的な目標に向けて必要な規制・制度**については、既存制度である**①高度化法における目標設定**と、**②託送料金制度の活用を組み合わせる**ことを前提に、詳細な検討を進めることについて概ね御了解いただいた。
- 今回のWGにおいては、前回のWGまでに論点になっていた点を含め、これまでに委員からいただいた御意見を踏まえ、今後の方針について整理を行ったので、御議論をいただきたい。

１．都市ガスのカーボンニュートラル化に向けた規制・制度の在り方

1．都市ガスのカーボンニュートラル化に向けた規制・制度の在り方

（１）議論の進め方について【第33回WGでの議論の振り返り】

【いただいた主な御意見】

①検討の進め方について

１）**2030年頃までの短期的な目標達成に向けて必要な規制・制度**というところでは、**2030年以降の中長期的に必要な規制・制度を分けて検討**するという事務局案に賛同したいと思っている。

２）**短期的・中期的と分けて規制・制度を検討する必要**があるというのは御指摘のとおり。

②短期的（～2030年頃）な目標に向けて必要な規制・制度について

１）短期的な対応としては、**時間軸を踏まえれば既存の制度を活用しながら進めていくのが現実的**と考える。

２）ファーストプロジェクトの2025年度FIDができるようGX経済移行債による支援に加え、より確実な政策目標の実現のために、**早期の対応**ということで**既存制度を活用した何らかの暫定措置が必要**。

③中長期的（2030年頃～）なカーボンニュートラル化に必要な規制・制度について

１）2050年の都市ガスのカーボンニュートラル化の実現のためには、**持続的な導入促進策の方がインパクト**がある。

２）長期で考えた場合、**賦課金**、**託送料金などで経費を負担していく**ということが**持続的な考え方**になる。

【今後の検討方針】

第33回WGで提示したように、都市ガスのカーボンニュートラル化に向けては、その手段となる**合成メタンやバイオメタン等の本格的な市場創出・利用拡大**が必要であり、**規制・制度的措置を検討**することにより、**持続可能な形でカーボンニュートラル化のための投資が継続される環境の整備を図ることが必要**である。

また、**適正な規制・制度**については、民間事業者のプロジェクトの進捗や、技術革新の進展、カーボンプライシング制度の検討状況等を踏まえ、**慎重に検討することが必要**である。

一方で、**「第6次エネルギー基本計画」**に記載した**「2030年には、既存インフラへ合成メタンを1%注入し、その他の手段と合わせてガスの5%をカーボンニュートラル化」を目指す上では、S＋３Eの原則の下、コストなどに十分配慮しながら、規制・制度的措置を具体化し、実行に移すための検討を行うことが必要**と考えられることから、

①短期的（～2030年頃）な目標に向けて必要な規制・制度と、**②中長期的（2030年頃～）なカーボンニュートラル化に必要な規制・制度**を分けて、詳細を検討していく。

1．都市ガスのカーボンニュートラル化に向けた規制・制度の在り方
（２）短期的に必要となる規制・制度の考え方【第34回WGでの議論の振り返り】

【いただいた主な御意見】

１）2030年までにe-methaneを入れるという選択肢をするためには、**いち早く現行制度を活用することは重要**。
２）**既存制度を活用して早期にFIDに資する制度を導入することは適切**である。
３）金銭的な形で負担をして、**日本全体として都市ガスのゼロエミッション化に資するということに協力する方向性は間違っていない**と思うが、**全国ではなく特定の事業者のエリアだけ**にするということは、既に動き出している、動き出すであろう**プロジェクトの負担を新規参入者に押しつけるだけで終わってしまうことになるのではないか**と強く懸念。
４）導入期における制度は、**2025年までの措置を前提に託送原価算入制度等の既存制度の活用を議論すべき**。
５）**差額を託送に乗せる**という話だが、時期的に早く導入しなければならないという**時間的制約を考慮するのであれば、現状ではこれが一番よい**。
６）**短期的に託送料金制度を活用**することは、**再生可能エネルギーの導入期に措置されていた余剰電力買い取り制度と整合的**であり、適当である。託送料金制度は導入量が増えるに伴い、地域間、事業者間でコスト負担の偏在性が高まり、その導入促進が阻害されるおそれがあるので、**中長期的には全国で公平に負担する制度への移行を見据えて**いただきたい。

【今後の検討方針】

第34回WGで提示したように、供給事業者に対する**供給量の確保の義務・目標**と、供給事業者の予見可能性を高める観点から、**価格差分の負担を適切に転嫁等することができる仕組みの組み合わせ**については、**バイオガスの導入促進策として既に導入されている仕組み**である

１）高度化法における目標設定
２）託送料金制度の活用

を組み合わせることを前提に、**今後、詳細な検討**を進めていく。

また、**多くの事業者による非化石エネルギーへのアクセスを確保するため**、**３）証書制度についても並行的に検討を進めていく**。

（参考）今後詳細な検討が必要となる項目について

第34回ガス事業制度検討WG
(2024年2月29日)資料3

- **高度化法における目標設定**、**託送料金制度の活用**に関する検討については、これまでに頂いた意見を踏まえつつ、以下の点について、今後、検討する必要があるのではないか。

【高度化法における目標設定】

A.対象事業者	• 計画作成を求める事業者の範囲をどうするか
B.対象ガス	• 現行のバイオガスに、合成メタンを追加する形でよいか。
C.目標量・目標年	• 目標については、どのような指標について、どのレベルに設定するか ※「第6次エネルギー基本計画」では、「2030年には、既存インフラへ合成メタンを1%注入し、その他の手段と合わせてガスの5%をカーボンニュートラル化」を目指すとされている。
D.目標達成方法	• 対象ガスの直接調達に加え、証書等による間接調達を可能とするか

【託送料金制度の活用】

A.算入可能額の算出手法	• 託送料金原価に算入可能な差額の算出をどのように行うか。
B.上限について	• 託送料金原価に算入可能な額（量、単価）について一定の上限を設けるべきか。
C.環境価値の扱い	• 調達価格の差額を託送料金原価に転嫁した場合、環境価値をどのような扱いとするか。 • 環境価値の証書等による運用について、どのように考えるか。

２．短期的な目標に向けた規制・制度の在り方

（１）高度化法における目標設定について

２．短期的な目標に向けた規制・制度の在り方
（１）高度化法における目標設定について

現行の高度化法の規制内容

【①特定エネルギー供給事業者の判断の基準となる目標の対象ガスについて】

・バイオガス

※これまでガス事業において、利用可能な非化石エネルギー源についてはバイオガスのみであり、オンサイト利用が主であった。

【②特定エネルギー供給事業者の判断の基準となる目標値について】

・2018年（平成30年）において、供給区域内等で、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たすバイオガス（余剰バイオガス）の80%以上を利用すること

【③義務対象者について】

・特定エネルギー供給事業者：可燃性天然ガス製品の製造（第三者委託を含む）をして供給するガス小売事業者又は一般ガス導管事業者

・このうち計画作成事業者（判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるとき、必要な措置をとるべき旨の勧告等を行う対象）：
前事業年度におけるその製造し供給する可燃性天然ガス製品の供給量が900億メガジュール以上※の事業者

※計画作成事業者については、①大量のエネルギーを供給している事業者であること、②対象となる事業者によるエネルギー供給が、当該事業によるエネルギー供給の相当程度を占めるものであること、③投資負担に耐えられないような事業者は含めないこと　といった観点から検討を行い、900億メガジュールと設定。現在、該当するのは、東京ガス、大阪ガス及び東邦ガスの3社。

【④目標達成方法について】

・バイオガスの直接調達のみ

（参考）エネルギー供給構造高度化法の構成（１）

【法律】

（定義）

第二条　この法律において**「エネルギー供給事業者」**とは、次に掲げる者をいう。

三　**燃料製品供給事業者**（化石エネルギー原料から製造される石油製品、可燃性天然ガス製品その他の製品のうち、**燃焼の用に供されるものとして政令で定めるもの**（以下「燃料製品」という。）**の製造**（第三者に委託して製造することその他の製造に準ずる行為として燃料製品の種類ごとに政令で定める行為を含む。第七条において同じ。）**をして供給する事業を行う者**をいう。第八項において同じ。）

７　この法律において**「特定エネルギー供給事業者」**とは、**エネルギー供給事業者のうち、エネルギー源の環境適合利用が技術的及び経済的に可能**であり、かつ、**その促進が特に必要であるものとして政令で定める事業を行うもの**をいう。

（エネルギー供給事業者の責務）

第四条　**エネルギー供給事業者**は、その事業を行うに際して、基本方針の定めるところに留意して、**エネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に努めなければならない**。

（特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項）

第五条　経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用の適切かつ有効な実施を図るため、**特定エネルギー供給事業者が行う事業ごと**に、**エネルギー源の環境適合利用の目標及び次に掲げる事項に関し**、**特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項を定め**、これを**公表する**ものとする。

一　推進すべきエネルギー源の環境適合利用の実施方法に関する事項

二　再生可能エネルギー源の利用に係る費用の負担の方法その他の再生可能エネルギー源の円滑な利用の実効の確保に関する事項

三　その他エネルギー源の環境適合利用の目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関する事項

２　前項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギー需給の長期見通し、特定エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用の状況、エネルギー源の環境適合利用に関する技術水準、再生可能エネルギー源の利用に係る経済性その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

（計画の作成）

第七条　**特定エネルギー供給事業者のうち前事業年度におけるその供給する電気**（電気事業者が他の電気事業者に供給したものを除く。）若しくは熱（熱供給事業者が他の熱供給事業者に供給したものを除く。）**の供給量又はその製造し供給する燃料製品の供給量が政令で定める要件に該当するもの**は、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた**エネルギー源の環境適合利用の目標に関し**、**その達成のための計画を作成し**、**経済産業大臣に提出**しなければならない。

２　前項の前事業年度における供給する電気若しくは熱の供給量又は製造し供給する燃料製品の供給量は、政令で定めるところにより算定する。

（参考）エネルギー供給構造高度化法の構成（２）

【政令】

（製造に準ずる行為）

第二条　法第二条第一項第三号の政令で定める行為は、次の表の上欄に掲げる燃料製品の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

一　揮発油、灯油、軽油、重油、石油ガス及びコークス　第三者に委託して製造すること又は輸入すること若しくは第三者に委託して輸入すること。

二　**可燃性天然ガス製品**　**第三者に委託して製造すること。**

（特定エネルギー供給事業者が行う事業）

第五条　法第二条第七項の政令で定める事業は、次のとおりとする。

二　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定するガス小売事業又は同条第五項に規定する一般ガス導管事業であって、**可燃性天然ガス製品の製造**（法第二条第一項第三号に規定する製造（可燃性天然ガス製品に係るものに限る。）をいい、**第三者から受託して製造することを除く**。第七条第二号及び第八条第二号において同じ。）**をして供給するもの**

（供給する電気等の供給量の要件）

第七条　法第七条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

二　特定エネルギー供給事業者のうち第五条第二号に掲げる事業を行うものにあっては、**前事業年度におけるその製造し供給する可燃性天然ガス製品の供給量が九百億メガジュール以上であること**。

（供給する電気等の供給量の算定方法）

第八条　法第七条第二項の政令で定めるところにより算定する同条第一項の前事業年度における供給する電気又は製造し供給する燃料製品の供給量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量とする。

二　**可燃性天然ガス製品**　**当該前事業年度における製造し供給する可燃性天然ガス製品の供給量**

【省令】

（エネルギー源の環境適合利用の目標の達成のための計画の提出）

第四条

２　法第七条第一項に規定する計画のうち、令第五条第二号に掲げる事業を行う特定エネルギー供給事業者に係るものの提出は、**毎事業年度終了後三月以内**に、様式第三により行わなければならない。ただし、当該計画を変更したときは、遅滞なく、様式第四により、計画の変更を提出しなければならない。

（参考）エネルギー供給構造高度化法の構成（３）

【エネルギー源の環境適合利用に関するガス事業者の判断の基準】

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する特定エネルギー供給事業者のうち、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号。以下「令」という。）第5条第2号に規定する事業を行う者であるガス事業者（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定するガス小売事業者及び同条第6項に規定する一般ガス導管事業者をいい、小売供給を行う事業を営む者に限る。以下同じ。）について、法第5条第1項の規定に基づき、エネルギー源の環境適合利用に関するガス事業者の判断の基準となるべき事項を次のとおり定める。

1．エネルギー源の環境適合利用の目標

ガス事業者は、**平成30年において**、一般ガス導管事業者及びガス事業法第2条第8項に規定する特定ガス導管事業者の**供給区域内等で**、**効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たす**令第4条第7号に規定する**バイオマスから発生したガス**（以下「バイオガス」という。）**の80%以上を利用することを目標とする**。

2．推進すべきエネルギー源の環境適合利用の実施方法に関する事項

① ガス事業者は、下水汚泥、食品廃棄物等から発生するバイオガスを利用した可燃性天然ガス製品を製造し、及び供給するため、**定期的に**、**バイオガスの発生源及び発生量等の調査を行うこと**とする。

② ガス事業者は、前号の調査により判明した**バイオガスを利用するための技術的評価並びに経済性及び環境性の評価を実施**し、その**利用可能性を検証すること**とする。

③ ガス事業者は、バイオガスの調達に当たり、**ガスの組成や受入条件、保安等の調達に係る条件を定め、公表すること**とする。

④ ガス事業者は、バイオガスを利用した可燃性天然ガス製品を供給するための品質確保のため、**計量、性状等に係る分析等の手法の確立に取り組むこと**とする。

（参考）現行の高度化法における判断基準について

ガス事業者の非化石エネルギー源の利用に係る判断基準（案）

基本的考え方

○ガス事業において現時点で利用可能な非化石エネルギー源はバイオガスのみ。バイオガス利用は、これまでオンサイト利用（発生場所でそのまま熱源として自家消費）が主であり、ガス事業における販売用のガスとしての利用（ガス導管への注入）は草創期。ガス事業者は実証事業等によりデータ収集等に取り組んでいるところ。

○（1）地方公共団体の下水政策によって下水汚泥が他の用途に利用される場合があること、（2）発生量（余剰ガスであるため、自家消費量に依存）・成分が安定しないこと、（3）総じて高コスト（バイオガス発生設備、注入用導管等）であること等が課題。

○今後バイオガス利用の裾野が拡大する可能性等を踏まえ、相対的に短期の目標期間（2015年）を設定し、物理的な達成可能性に留意した目標とする。

判断基準内容（ポイント）

＜利用目標＞

2015年において、一般ガス事業者の供給区域内等で、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たすバイオガスの量の80%以上を利用することを目標とする。

※余剰ガスの量の変動に留意し、推定利用可能量の80%以上利用を目標とする。

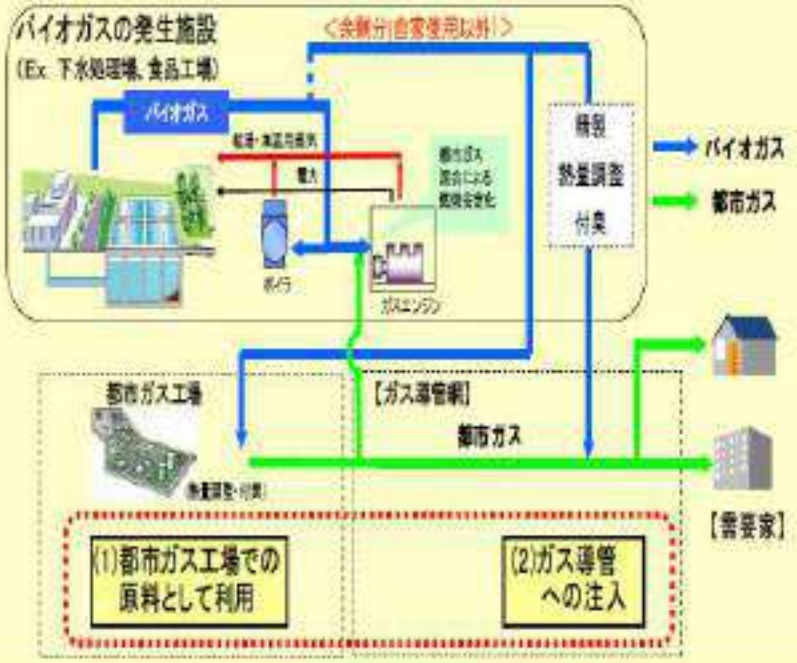
＜事業者が計画的に取り組むべき措置等＞

○下水汚泥、食品廃棄物等から発生するバイオガスの発生元及びその発生量等の調査を定期的に実施する。

○上記の調査結果を踏まえ、技術的・経済的観点から、その利用可能性を検証する。

○ガスの組成や受入条件、保安等のバイオガスの調達の諸条件を策定し、公表する。　等

＜バイオガスの利用イメージ＞



※現状の高度化法判断基準におけるバイオガス利用の期間は2018年となっている

２．短期的な目標に向けた規制・制度の在り方
（１）高度化法における目標設定について

【いただいた主な御意見】

１）**資金力のある大きな企業とそうでないところで、だいぶ格差が生まれるのではないか**。
２）**合成メタンへの投資は新規参入者にとっては容易ではない**。主体的に投資できるプレーヤーとしては都市ガス事業を本業としてきた既存ガス会社が中心になるのが実態。
３）**競争政策との両立という視点が重要**。都市ガス市場は電気と比べて参入者の数も限られており、**規制・制度の在り方によっては、**旧一般ガス事業者の支配力が現在よりも高まることでの**競争の停滞や新規小売事業者の市場退出が生じ**、結果的にお客様の選択肢が狭まる可能性がある。
４）金銭的な形で負担をして、**日本全体として都市ガスのゼロエミッション化に資するということに協力する方向性は間違っていない**と思うが、**全国ではなく特定の事業者のエリアだけ**にするということは、既に動き出している、動き出すであろう**プロジェクトの負担を新規参入者に押しつけるだけで終わってしまうことになるのではないか**と強く懸念。
５）**全国一律**という格好にすれば、**e-methaneもバイオガスも入れられないエリアも当然ある**ので、**証書を使うことが必然的**になり、証書を使うという議論が進展していく。
６）**バイオとe-methaneを区別する必要はない**。どれくらいの量になるかは、それぞれの**限界費用によって柔軟に変わるべき**。
７）**海外を含め、安いバイオメタンの調達等も考えていった方がよい**と思うし、国内外の質に関してもあまり区別するのは合理的ではない。
８）**合成メタンとバイオガスを一本化**しておかないと、後々やっかいな話になる。**達成できるものは両者同じなので、両方合わせてという形にしておく必要**がある。
９）都市ガス業界全体に**バイオガス導入の効果が裨益する制度を考えるべき**。
10）目標に向けて、**長期的な視点で戦略構築を促すことができる仕組み**が望ましい。

２．短期的な目標に向けた規制・制度の在り方
（１）高度化法における目標設定について

【今後の検討方針】

①特定エネルギー供給事業者の判断の基準となる目標の対象ガスについて

これまでは利用可能な非化石エネルギー源についてはバイオガスのみであったが、「第６次エネルギー基本計画」に記載した「2030年には、既存インフラへ合成メタンを１%注入し、その他の手段と合わせてガスの5%をカーボンニュートラル化」を目指し、大手ガス事業者も合成メタン導入に向けて海外プロジェクトの検討を進めていることから、**現行の対象となっているバイオガスに合成メタンを追加**することとしてはどうか。

②特定エネルギー供給事業者の判断の基準となる目標について

「第６次エネルギー基本計画」に記載した「2030年には、既存インフラへ合成メタンを１%注入し、その他の手段と合わせてガスの5%をカーボンニュートラル化」との目標とこれまでの議論を踏まえ、合成メタンとバイオガスを同等に扱うことで、**事業者が戦略的に調達することを促すよう、以下のような目標を設定してはどうか**。

１）ガス事業者は、2030年度において、各事業者の供給量の１%相当の合成メタン又はバイオガスを調達して導管に注入するとともに、

２）各事業者におけるカーボンニュートラル化の状況を踏まえ、効率的な経営の下において、合理的に利用可能な範囲において、各事業者の供給量の５%相当の合成メタン又はバイオガスを調達して導管に注入すること。

これに伴い、**高度化法第三条に基づく基本方針及び判断基準に定める実施方法等**についても必要な改定を行ってはどうか。

２．短期的な目標に向けた規制・制度の在り方
（１）高度化法における目標設定について

【今後の検討方針】

③義務対象者について

日本全体として都市ガスのカーボンニュートラル化を推進する観点から、都市ガスを製造して供給している事業者は合成メタンやバイオガスといった非化石エネルギーの導入に努めるべきであり、**引き続き、可燃性天然ガス製品の製造（第三者委託を含む）をして供給するガス小売事業者又は一般ガス導管事業者を特定エネルギー供給事業者として判断の基準となるべき事項を定める**こととしてはどうか。

さらに、計画作成事業者（判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるとき、必要な措置をとるべき旨の勧告等を行う対象）については、
１）大量のエネルギーを供給している事業者であること、
２）対象となる事業者によるエネルギー供給が、当該事業によるエネルギー供給の相当程度を占めるものであること、
３）投資負担に耐えられないような事業者は含めないこと
といったこれまでの考え方を踏まえると、引き続き、**前事業年度におけるその製造し供給する可燃性天然ガス製品の供給量が900億メガジュール以上の事業者（東京ガス、大阪ガス、東邦ガスが対象）**とすることとしてはどうか。

なお、今回措置する**短期的な目標に向けた規制・制度については、2030年頃を一つの区切り**として、それ以降に向け、民間事業者のプロジェクトの進捗や、技術革新の進展、カーボンプライシング制度の検討状況等を踏まえ、**中長期的（2030年頃～）なカーボンニュートラル化に必要な規制・制度の具体的な検討を進める**こととしてはどうか。その際には、特定の事業者のみならず**全国の都市ガス事業者により、日本全体として都市ガスのカーボンニュートラル化を推進するという視点から検討する**こととしてはどうか。

２.短期的な目標に向けた規制・制度の在り方
（１）高度化法における目標設定について

【今後の検討方針】

④目標達成方法（証書の位置づけ）について

計画作成事業者は大手３社に限定されるが、計画作成事業者以外の事業者が合成メタンやバイオガスを調達し、自らのネットワークに供給する取組を証書化し、計画作成事業者の目標達成に用いることができるようにすることで、計画作成事業者以外の事業者の取組を促進することができる可能性がある。

そのため、計画作成事業者以外の事業者の取組状況等を踏まえつつ、**証書導入の必要性について検討を継続する**こととしてはどうか。

２．短期的な目標に向けた規制・制度の在り方
（２）託送料金制度の活用について

2.短期的な目標に向けた規制・制度の在り方
（２）託送料金制度の活用について

現行のバイオガス導入に係る託送料金制度の内容

【①算入可能額の算出方法】

・バイオガス調達に係る費用は、LNG等の原料と比べて割高であり、**ガス小売事業者間の公平な競争環境を整備する観点**から、バイオガス調達に係る費用のうち、**ガスの一般的な調達費用よりも割高となる費用については**、託送供給料金原価に含めることができるとしている。

・ガス事業託送供給約款料金算定規則では「ガス小売事業者の**バイオガス調達に係る契約等を踏まえて適正に算定した額から、**ガス小売事業者の**原料コストと製造コストを合計して得た額を減じた適正な見積額**」としている。

＜参考＞託送供給約款料金算定規則の制定前の算定式（＊）
バイオガス調達費＝バイオガスコストa－（原料コストb＋製造コストc）

（＊）電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令

【②上限について】

・これまでの電力・ガス取引監視等委員会の査定方針では、高度化法に基づく告示（判断基準）において、供給区域内で発生する**余剰バイオガスの80%以上を利用することが目標とされていることから、各事業者の算定において80%を上回る部分は託送料金原価から減額すべき**とされている。

【③環境価値の扱い】

・バイオガス調達費を託送料金に算入した場合は、**温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）において、託送料金を負担する各小売事業者の販売ガス量の割合に応じて、バイオガス量が按分**され、**各小売事業者の調整後排出係数の計算において反映**できる。

（参考）バイオガス調達費の算定根拠について（現行規定）

ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十二号）

（一般ガス導管事業等の営業費の算定）
第四条　一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業等の営業費として、別表第一第一表（１）に掲げる項目ごとに、同表（１）に掲げる算定方法により算定される額を、様式第二第一表及び第二表に整理しなければならない。

別表第１（第４条から第７条及び第１５条関係）
第１表
原価等の分類及び算定方法（営業費等）
（１）　営業費
＜略＞
バイオガス調達費
ガス小売事業者のバイオガス調達に係る契約を踏まえて適正に算定した額から、ガス小売事業者の原料コストと製造コストを合計して得た額を減じた適正な見積額とする。

一般ガス導管事業託送供給約款料金審査要領（平成二十九年三月三十一日二〇一七〇三二九資第一号）

第二章「原価等の算定」に関する審査
第二節　営業費
５　バイオガス調達費については、算定規則別表第一第一表（１）に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。その際、バイオガス調達量については、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）に基づく告示の利用目標を踏まえて妥当であるか否かを確認する。

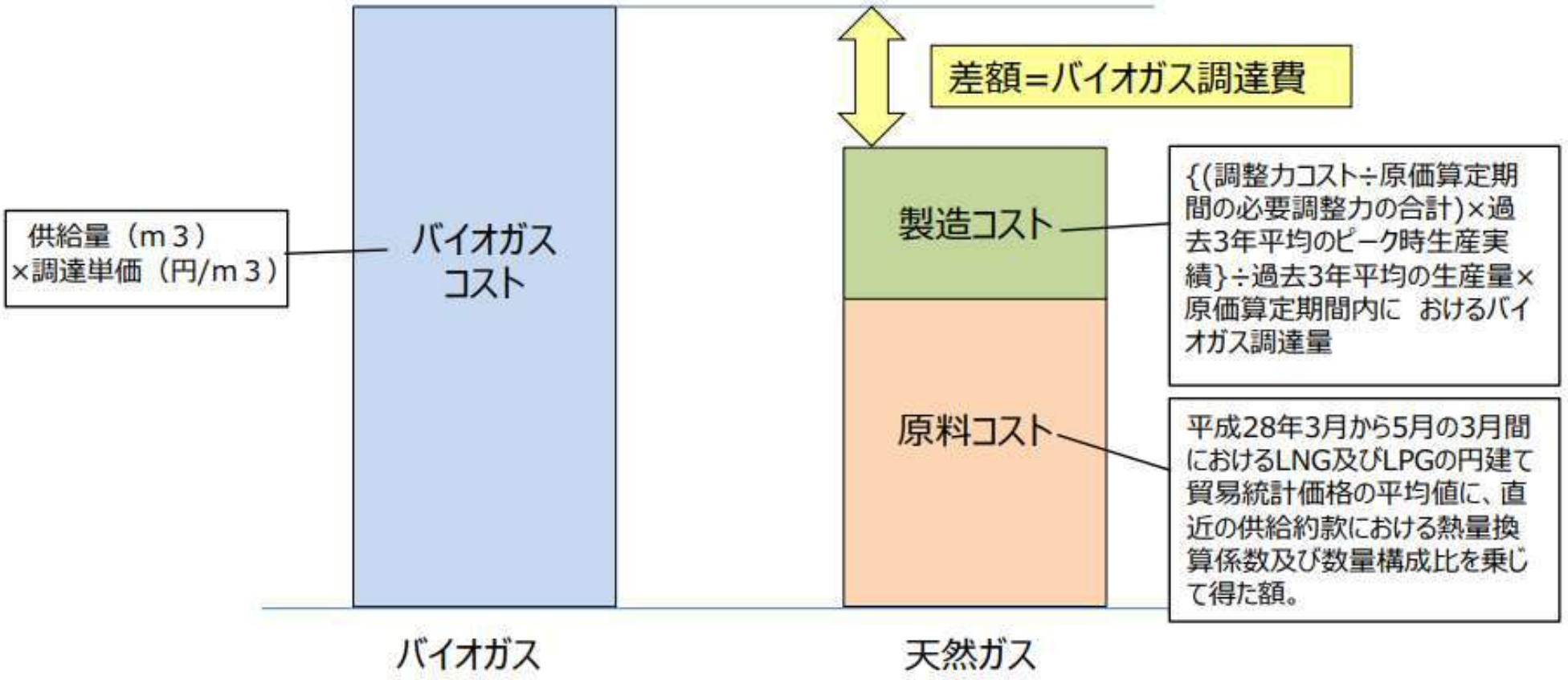
（参考）バイオガス調達費の算定方法

第34回ガス事業制度検討WG
（2024年2月29日）資料3

- **バイオガス調達に係る費用のうち一般的なガスの調達費用よりも割高となる部分**については、一般ガス導管事業者の**託送料金原価に含めることが可能**。
- 既存制度では、**バイオガスコスト**（ガス小売事業者のバイオガス調達に係る契約を踏まえて適正に算定した額）**から、天然ガスの原料コストと製造コストを差し引いた額**としている。

◆バイオガス調達費の算定方法

電力・ガス取引監視等委員会
第16回料金審査専門会合
（2016年9月13日）



（参考）バイオガス調達費の算定根拠について

電力・ガス取引監視等委員会
第21回料金審査専門会合
（2016年12月1日）資料3

（参考）算定省令（バイオガス調達費）

バイオガス調達費

以下により算定するものとする。
バイオガスコストａ－（原料コストｂ＋製造コストｃ）
ただし、算定により得られた額が零を下回る場合にあっては零とする。
ａ．バイオガスコスト
ガス小売事業者のバイオガス調達に係る契約を踏まえて適正に算定した額
ｂ．原料コスト
（ＬＮＧ及びＬＰＧの円建て貿易統計価格＋石油石炭税相当額）×原価算定期間内におけるバイオガス調達量（m^3）
ｃ．製造コスト
｛（調整力コスト（円）÷原価算定期間の必要調整力（m^3／時）の合計）×過去３年平均のピーク時生産実績（m^3／時）｝÷過去３年平均の生産量（m^3）×原価算定期間内におけるバイオガス調達量（m^3）

（参考）審査要領（バイオガス調達費）

第２章 「原価等の算定」に関する審査

第３節 個別査定対象ネットワーク費用
４．バイオガス調達費については、算定省令別表第１第１表（３）に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。

（注）
「算定省令」・・・電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令
「審査要領」・・・電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金審査要領

（参考）バイオガス調達費の託送料金原価への算入の上限について

- バイオガス調達費の託送料金原価への算入については、電力・ガス取引監視等委員会料金審査専門会合で検討が行われた。
- その結果、高度化法における目標が余剰バイオガスの80%以上の利用であることから、**各事業者の算定において80%を上回る部分は、託送料金原価から減額すべきであるとされた**。

検討の結果

電力・ガス取引監視等委員会
第21回料金審査専門会合
（2016年12月1日）資料3

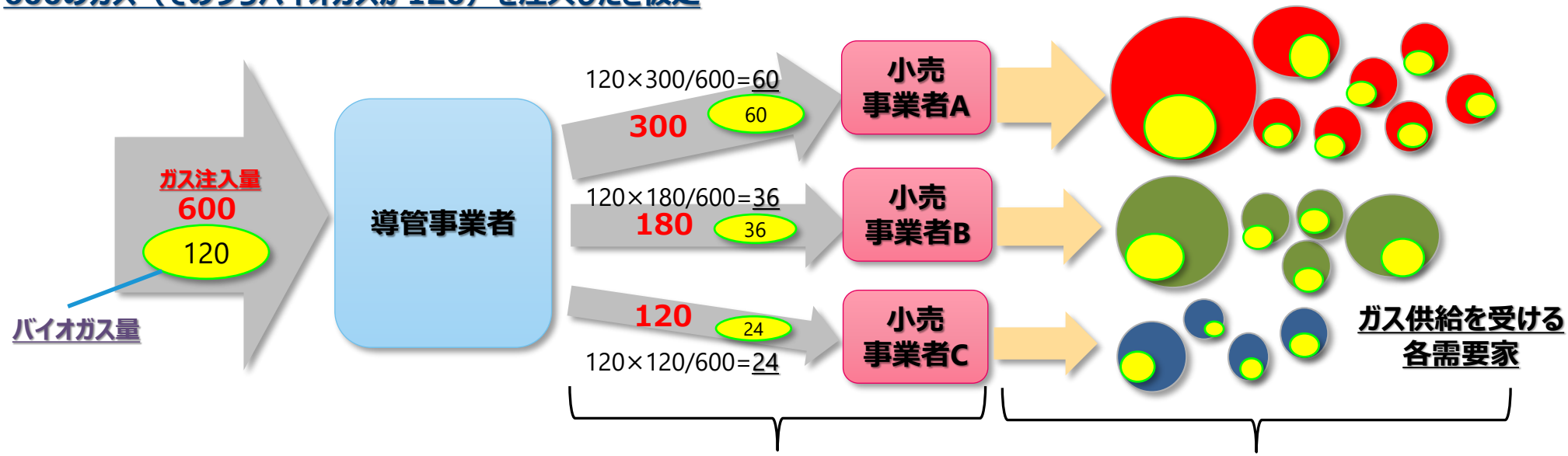
- 各事業者は、供給区域内で発生する余剰バイオガスを100%利用することを前提にバイオガス調達費を算定している。供給高度化法に基づく告示では、供給区域内で発生する余剰バイオガスの80%以上を利用することが目標とされていることから、各事業者の算定において80%を上回る部分は託送料金原価から減額すべきである。

（参考）調達費を託送料金原価に算入したバイオガスの環境価値の現行の扱い

- 環境価値は、**託送料金及びガス料金の支払いによって、ネットワーク内の全ての需要家に等しく移転**するものと整理されている。
- **小売事業者が、その環境価値を集約するなどして、SHK制度におけるメニュー別排出係数等を設定することは不可**としている。

【現行の考え方】

600のガス（そのうちバイオガスが120）を注入したと仮定



2.短期的な目標に向けた規制・制度の在り方
（２）託送料金制度の活用について

【いただいた主な御意見】

１）託送料金原価への算入については、**企業努力が生じるシステムにすることが大切**。その際に**絶対額に上限は不要**。成果として、カーボンニュートラルのガスが入ってきて、思っていた以上に調達額が上がるというのは良い。一方で、**コスト評価が重要**で、単位あたりのコストを低下させるように、**コスト低減分の取り分を消費者側と企業側で按分するようなシステムを構築する必要**がある。

２）費用負担の合理性を担保するため、**原価算入と認める範囲を高度化法における目標値と整合**させるとともに、**行政当局による費用の厳格な査定**と、**原価算入した費用の使途を明確化**させることが不可欠。**託送料金原価の透明性確保**が極めて重要。

３）**どこに、誰に環境価値を帰属すべきと考えるのか**、環境価値をどのように需要家、小売に配布していくのか。

４）**環境価値を調達した人が保持**するのであれば、当然、e-methaneやバイオガスの**調達コストから環境価値を引いたものを託送料金に乗せるという形**になる。

５）**託送料金原価に算入された分の環境価値**については、**託送料金原価の負担者に公平に帰属させる**ことが大切。

６）**買ってくれるところに向かって販売努力を促していく、企業努力を促していくシステム構築**が大切。その際に高く販売することによって、一部は頑張った企業の利益になっていくことは良い。

７）**環境価値は市場がない形で査定しなければならない**ことになり、**監視等委員会できちんと査定する**ことになる。そのときに、もし事業者が合理的な値というものを示すことができなければ、監視等委員会の方で、**新規参入者を無理矢理抑制することにならないよう、合理的な値で査定**する。

８）**合成メタン自体の環境価値をどのように評価するか**については、さらに検討を深める必要がある。

９）**託送料金における負担**について、**消費者にそのことが分かるように**していただきたい。託送料金で回収できるからといって、**安易にコスト回収ができるような方法になってはいけない**。イノベーションや合理化が阻害されないような形で制度設計をしてほしい。

10）**需要家の利用促進と受益者負担のようなものをしっかり組み入れ**て考えてほしい。批判を受けないように**一部の都市ガス使用者のみにメリットがあるようなことは避けておく**べき。

11）今後の需要拡大という観点では、**確実に国内での利用を促す制度上の位置づけ**、さらには**会計ルール**、**税制上の取扱い**、こういったものも含めての利用を促していく制度上の整理が重要。

２.短期的な目標に向けた規制・制度の在り方
（２）託送料金制度の活用について

【今後の検討方針】

【①算入可能額の算出方法】

これまで高度化法の目標が設定されていたバイオガスについては、**ガスの一般的な調達費用よりも割高**となることから、同一ネットワーク内の**ガス小売事業者間の公平な競争環境を整備するため**、ガスの一般的な調達費用よりも**割高となる費用**については、**託送供給料金原価に含めることができるとしていた**。

今回、都市ガスのカーボンニュートラル化を進めるため、**高度化法の目標の対象ガスに合成メタンを加え**、合成メタン又はバイオガスの利用に係る目標を新たに設定するにあたり、**合成メタンについても**、これまでのバイオガスと一体的に扱うべく、**同一ネットワーク内のガス小売事業者間の公平な競争環境を整備するため**、**ガスの一般的な調達費用よりも割高となる費用については、託送供給料金原価に含めることができる**こととしてはどうか。

その際、**算入可能額**については、**ガス小売事業者のバイオガス又は合成メタン調達に係る契約等を踏まえて適正に算定した額から、ガス小売事業者の原料コストと製造コストを合計して得た額を減じた適正な見積額**としてはどうか。

また、**事業者の予見可能性確保の観点から、算入可能額の算定にあたり計上することができる具体的な費用については、別途明確化**することとしてはどうか。また明確化の際には、公平な競争環境を整備することにも配慮することが必要となる。

２.短期的な目標に向けた規制・制度の在り方
（２）託送料金制度の活用について

【今後の検討方針】

【②上限額について】

バイオガス調達費の託送料金への原価算入制度については、高度化法の告示（判断基準）に規定された目標達成に向けて必要な調達を行う際、ガス小売事業者間の公平な競争環境を整備することが目的となっている。したがって、これまでの運用では、高度化法の目標を上回る部分は、託送料金原価から減額すべきとされている。

前述するように、「第６次エネルギー基本計画」に記載した「2030年には、既存インフラへ合成メタンを１%注入し、その他の手段と合わせてガスの5%をカーボンニュートラル化」を踏まえ、高度化法目標を、

１）ガス事業者は、2030年度において、各事業者の供給量の１%相当の合成メタン又はバイオガスを調達して導管に注入するとともに、

２）各事業者におけるカーボンニュートラル化の状況を踏まえ、効率的な経営の下において、合理的に利用可能な範囲において、各事業者の供給量の５%相当の合成メタン又はバイオガスを調達して導管に注入すること。

とした場合、この**目標達成のために必要となる調達費まで計上**することができることとしてはどうか。

2.短期的な目標に向けた規制・制度の在り方
（２）託送料金制度の活用について

【今後の検討方針】

【③環境価値の扱い】

上述のように、本制度は託送料金制度によりネットワーク内の都市ガスの小売事業者に対し、非化石エネルギー導入に係る追加的な費用を広く求めることから、その**非化石エネルギーに係る環境価値については、託送料金制度によりその導入に係る費用を負担している小売事業者に公平に分配される仕組みとすべき**ではないか（※１）。

（※１） 例えば、合成メタン又はバイオガスを調達する事業者は、自らの販売量の1%を調達し、ネットワークの導管に注入することになる。その結果、その価値については、ネットワーク内の小売事業者に公平に分配されることになるため、調達してきた小売事業者は販売量の1%に相当する価値は提供できないことになる。

その上で、需要家のカーボンニュートラル化のニーズに応えるため、ネットワークにより**小売事業者間で分配された合成メタン及びバイオガスの環境価値については、現行では需要家に等しく移転することとされているが、例えば「合成メタンを一定割合含むメニュー」など、カーボンニュートラルなガスの割合を小売供給の特性とするメニューを作成して、小売事業者が特定の需要家向けに用いることができることと**してはどうか。(※２)

その際、例えば、環境価値が無いにも関わらずあたかも環境価値があるように販売するといった、**需要家に誤認を与えるような表示方法を「問題となる行為」として小売ガイドライン（※３）に規定するなど、問題となる行為を指針等により明文化すること**としてはどうか。

さらに、合成メタン・バイオガスの環境価値をさらに高めるため、**小売事業者の間で環境価値を移転する証書の仕組みを導入することについても今後検討**してはどうか。

（※２）CO2排出係数の具体的な算定方法は、温対法に基づくガス事業者及び熱供給事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会にて別途検討することが適当

（※３）ガスの小売営業に関する指針（経済産業省）

２.短期的な目標に向けた規制・制度の在り方
（２）託送料金制度の活用について
【今後の検討方針】

【④託送料金の改定の手続について】

●算入可能額の妥当性・透明性の確保について

１．算入可能額の妥当性

・託送料金の仕組みを利用して算入可能とする費用については、その算定ルールを省令等で定めた上で、**額の妥当性を確保するため**、**どのような費用をどれだけ算入可能とする必要があるか、あらかじめ調達者であるガス小売事業者が経済産業大臣の承認を得ることとしてはどうか**。

２．透明性の確保

・**ガス小売事業者に対し、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者（以下「一般ガス導管事業者等」という。）から情報提供を受けた費用の内容について**、指針等により、例えば、請求書への記載やウェブサイトへの閲覧を可能とすることなどの方法により、消費者に明示するよう求めることとしてはどうか。

●変分改定について

合成メタンやバイオガスの調達費は、高度化法目標達成等のために**ガス小売事業者が**①**合成メタンやバイオガスの調達を行い**、②当該調達費を**経済産業大臣に申請・承認を受けること等により、託送制度を利用してネットワーク内のガス小売事業者間で公平に負担することができる**こととするものである。

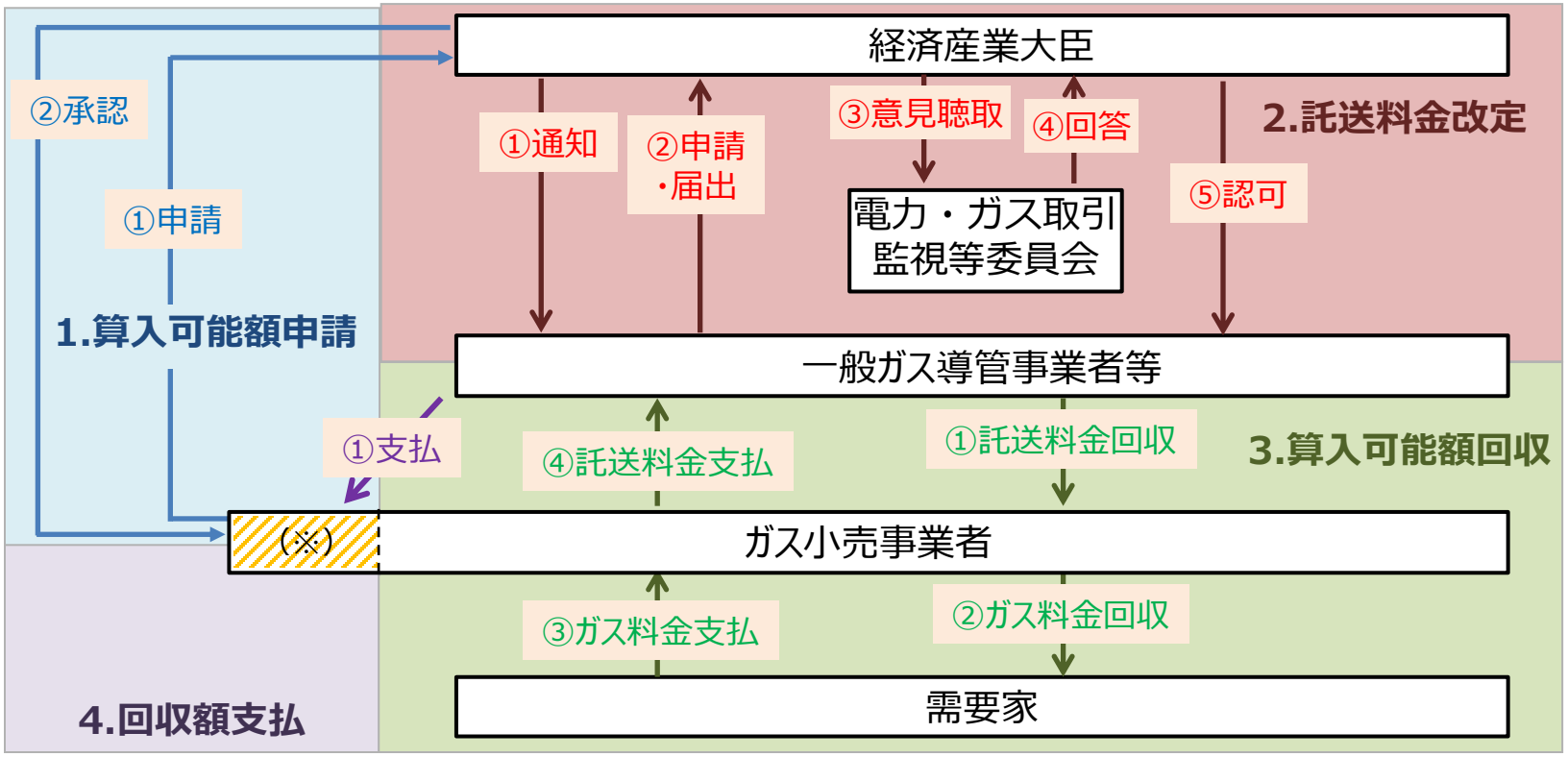
当該調達費に係る一般ガス導管事業者等による託送料金の改定は、上記のとおり**ガス小売事業者に端を発するものであり、一般ガス導管事業者等にとっては外生的な要因**であると言える。

このため、合成メタンやバイオガスの調達費の変動額を基に託送料金を変更しようとする場合には、総原価の洗い替えを行うことは必ずしも求めず、**変更後の合成メタンやバイオガスの算入可能額のみを審査する変分改定を認めることとしてはどうか**。

※同様の考え方により、事業者間精算額についても変分改定が認められている（30頁参照）。

託送料金の仕組みを利用したスキーム（全体像）

1. 託送料金制度を利用した算入可能額の申請・大臣承認 【ガス小売事業者（※） ⇔ 経済産業大臣】
2. 算入可能額の通知と通知された算入可能額を織り込んだ託送料金の改定（変分改定とする）
 【一般ガス導管事業者等 ⇔ 経済産業大臣 ⇔ 電力・ガス取引監視等委員会】
3. ガス料金・託送料金としての算入可能額の回収 【一般ガス導管事業者等 ⇔ ガス小売事業者 ⇔ 需要家】
4. 算入可能額の支払 【一般ガス導管事業者等 ⇒ ガス小売事業者（※） 】



（※）調達事業者であるガス小売事業者

（参考）事業者間精算額の例

第30回 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会
ガスシステム改革小委員会 (2016年3月31日)資料５

２ パンケーキ問題について

- 前述のとおり、**パンケーキの解消後は、卸託送料金相当額については事業者間で精算**することとなるが、例えば、次頁のケース１の場合、一般ガス導管事業者Ｂが一般ガス導管事業者Ａに支払うべき事業者間精算額については、**一般ガス導管事業者Ａの卸託送料金といった外生的な要因の影響を受ける**こととなる。
- また、次頁のケース２の場合、一般ガス導管事業者Ｂが一般ガス導管事業者Ａに支払うべき事業者間精算額については、**一般ガス導管事業者Ａの卸託送料金や卸託送量といった外生的な要因の影響を受ける**こととなる。
- 電気事業と比較して、**ガス事業の場合には、①事業者間精算を行うべき額が相対的に高額**であることに加え、**②その供給力の全てを卸供給に依存している事業者が多数存在する**ことから、**今般のパンケーキ解消が事業者の経営に与えるインパクトが非常に大きい**ところ、例えば、一般ガス導管事業者Ａの卸託送料金の改定（ケース１）や卸託送量の変化（ケース２）に伴って、一般ガス導管事業者Ｂがその託送料金を改定するに当たり、**仮に総原価の洗い替えを行うことを求めた場合**には、**事業者に過度な負担を強いることに加え、こうした外生的な要因を踏まえた適正な料金改定が速やかに実現しないことも想定されるところ**である。（注１）
- このため、**パンケーキ解消に伴って事業者の負担が過度に増大することを防止することにより、この制度改革を実効的なものとし**、これによって、**ガスの広域的な流通やガス小売事業者間の競争を促進する観点**から、上記のような**外生的な要因によって託送料金を改定する場合**には、**総原価の洗い替えを行うことは必ずしも求めず、国が、改定後の事業者間精算額のみを審査するという変分改定を認める**こととしたい。（注２）

（注１）例えば、東京電力の場合、高圧に係る接続供給料金（小売託送料金）の従量料金単価は2円32銭/kwhであり、事業者間精算の対象となる振替供給料金単価は19銭/kwhである一方、東京ガスの場合、小売託送料金の従量料金単価は2円58銭/m3であり、事業者間精算の対象となる卸託送料金の従量料金単価は3円30銭/m3である。
（注２）これにより託送料金が値上がりする場合には変分認可、託送料金が値下がりする場合には変分届出。また、同じく外生的な要因による変分改定である石油石炭税に係る変分改定の場合と同様、原価算定期間終了後の料金改定であっても、この変分改定を認めることとする。なお、卸託送料金については、国に届け出られたものも対象。

27

（参考）事業者間精算費に係る関連条文抜粋

○ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十二号）
（変動額託送供給約款料金原価等の算定）

第十五条　一般ガス導管事業者は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。）附則第十八条第一項又は法第四十八条第一項、第二項、第六項若しくは第九項若しくは法第五十条第二項の規定により託送供給約款で設定した料金（以下「現行託送供給約款料金」という。）を次項の規定により算定する**事業者間精算費及び事業者間精算収益の変動額**（他の導管事業者（一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者をいう。以下同じ。）が設定する事業者間精算料金表（連結託送供給（導管事業者が一の需要場所に対する託送供給を連続して行う場合における託送供給のうち、当該一の需要場所に対して行う最後の託送供給以外の託送供給をいう。以下同じ。）に係る費用を導管事業者間で精算するための料金を算出するための基礎となる料金表をいう。以下同じ。）及び想定連結託送供給ガス量（連結託送供給を行うことが見込まれるガスの量をいう。以下同じ。）の変更に起因するもの）**を基に変更しようとするとき**は、第二条から第十三条までの規定にかかわらず、**当該変動額を基に変動額託送供給約款料金原価等を算定することができる**。

３．中長期的なカーボンニュートラル化に向けて

3．中長期的なカーボンニュートラル化に向けて

【いただいた主な御意見】

1）託送料金制度は導入量が増えるに伴い、地域間、事業者間でコスト負担の偏在性が高まり、その導入促進が阻害されるおそれがあるので、**中長期的には全国で公平に負担する制度への移行を見据えていただきたい**。
2）**全国一律**という格好にすれば、**e-methaneもバイオガスも入れられないエリアも当然ある**ので、**証書を使うことが必然**的になり、証書を使うという議論が進展。
3）電力の**RPS制度**では、**目標とする年次の目標量の実現に向けて毎年の目標を設定**することとなっていた。このように目標年に向けて、**長期的な視点で戦略構築を促すことができる仕組み**が望ましい。
4）**環境価値**というのは、**供給事業者が証書などで需要家に販売できるような形にするのがよい**と思う。
5）（目標を）達成できないところについては、**未達成分については協力金を払うということで義務を果たしたということに暫定的にして、集まったお金は超過達成した企業に超過達成分に比例して支払うというやり方も当然あり得る**。
6）市場での利用の加速の視点が必要。**いかに早く2050年の目標に近づけていくかという促進の制度もあるべき**。できれば、2040年には達成するといった、**事業者が供給促進の利点を考えやすい制度を導入するべき**。
7）2030年以降にカーボンフリーの燃料の普及促進につながるような制度づくりが必要。**普及の速度を速めるという理念の中で制度づくりをする必要がある**。将来コストが下がりやすい、コスト改善ができやすいような仕組みを持っている企業、スキルアップがしやすい、供給量が増大しやすいような仕組みを持っている企業を支援するといった制度が必要。

【今後の検討方針】

まずは短期的に必要となる規制・制度について、これまでいただいたご意見を踏まえて各種規定に具体化することとし、さらに今後のエネルギー基本計画の改定に向けた議論などを踏まえつつ、中長期的なカーボンニュートラル化に向けて必要となる規制・制度の検討を行うこととしてはどうか。

経済産業省

2024年度
第2回業務委員会
資料№1-3

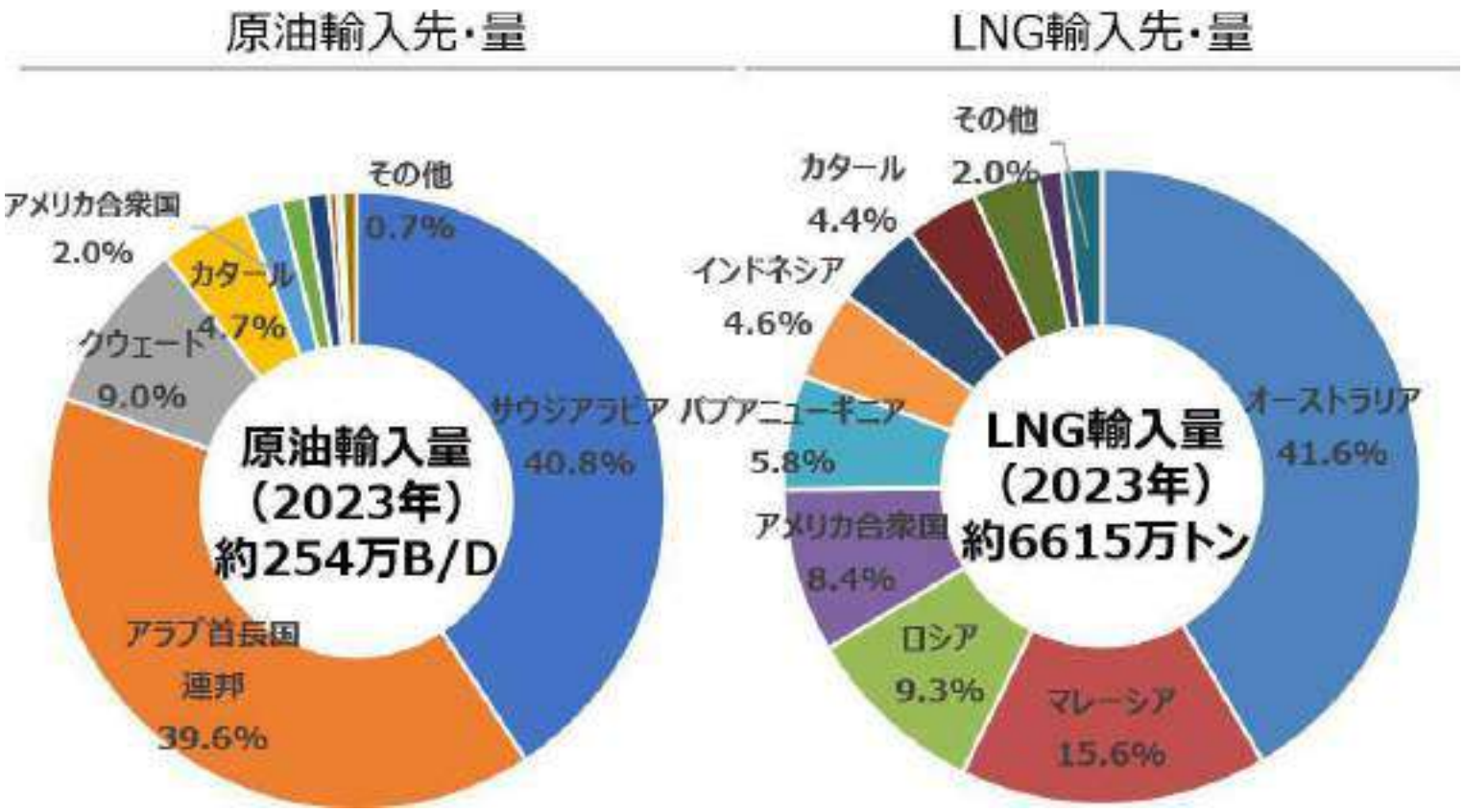
天然ガスと合成メタン（e-methane）をめぐる状況について

2024年５月

資源エネルギー庁

日本の原油・LNGの輸入先（2023年速報値）

- **化石燃料のほぼ全量を海外から輸入**。**原油は中東依存度が9割超。**
- **LNGは原油に比べ調達先の多角化が進んでおり、中東依存度は1割弱**。今後も豪州やマレーシア、北米等も含めた多様な地域からの調達が見込まれる。

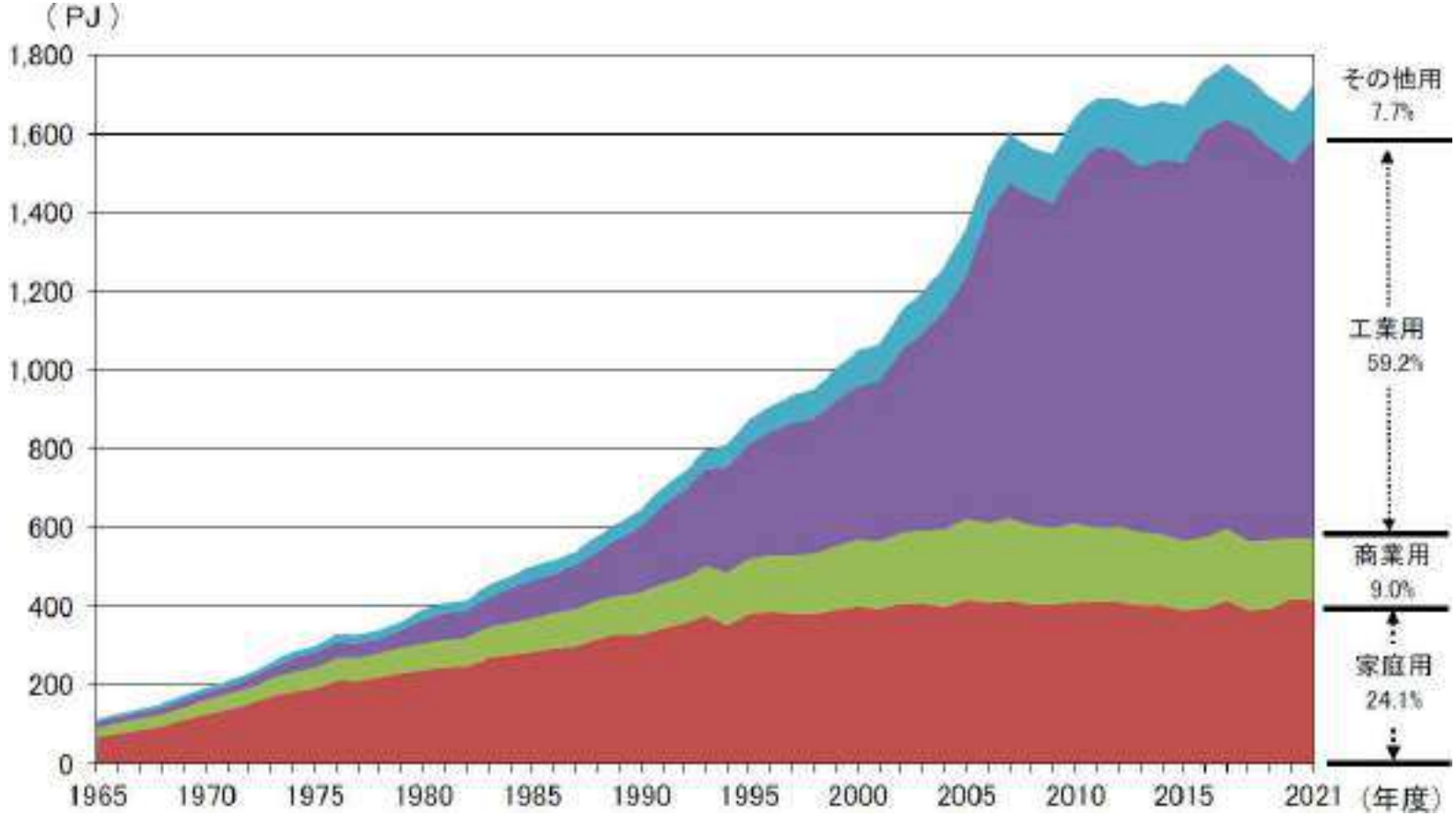


（出典）財務省貿易統計

都市ガスの販売量の推移

- 都市ガスの販売量の推移を見ると、かつて消費の中心であった家庭用のシェアは、1990年代以降、5割を下回る一方、工業用のシェアが急速に拡大しており、2006年度には5割を上回った。

用途別都市ガス販売量の推移



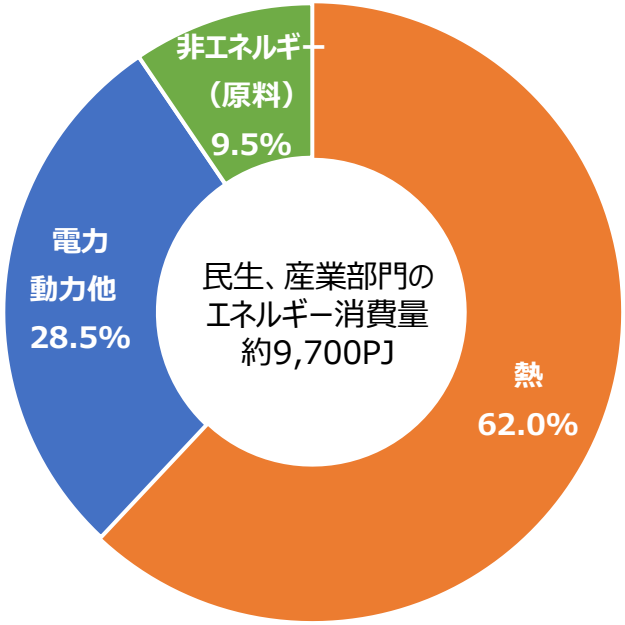
（注1）全都市ガス事業者。
（注2）1996年度から2005年度までの用途別販売量は日本エネルギー経済研究所推計。資料：経済産業省「ガス事業生産動態統計調査」等を基に作成。

（出典）令和4年度エネルギーに関する年次報告

熱需要における脱炭素化の重要性

- 2050年カーボンニュートラル実現に向けては、**熱需要の脱炭素化を実現することが重要**。
- 日本の産業部門における消費エネルギーにおいては、**電化による対応が難しい高温域**も存在。

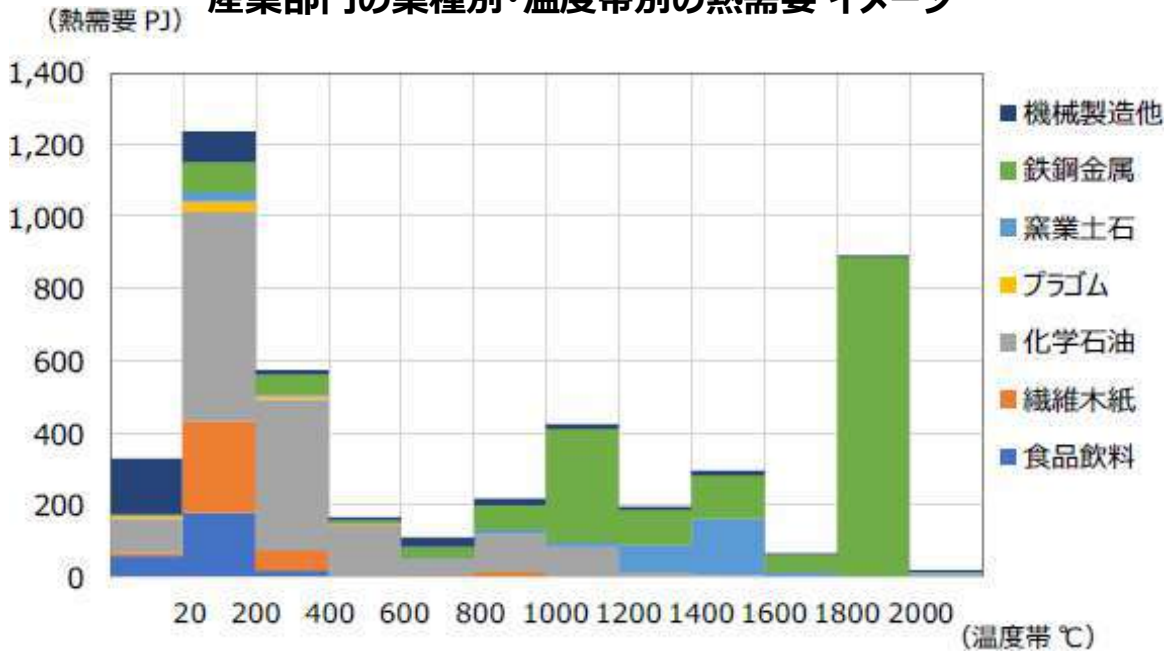
民生、産業部門の用途別エネルギー消費量



（出典）日本ガス協会作成

- 産業部門の**熱需要は低温帯から高温帯まで多岐**にわたる。
- 例えば、鉄鋼業のような**高温帯が必要な業種における熱需要は、電気では経済的・熱量的にも供給することが難しい**。化学分野は幅広い温度帯を活用しているが、石油化学のように**高温帯を扱う分野では既存の大型設備で適用できる電化設備は存在しない**。

産業部門の業種別・温度帯別の熱需要 イメージ



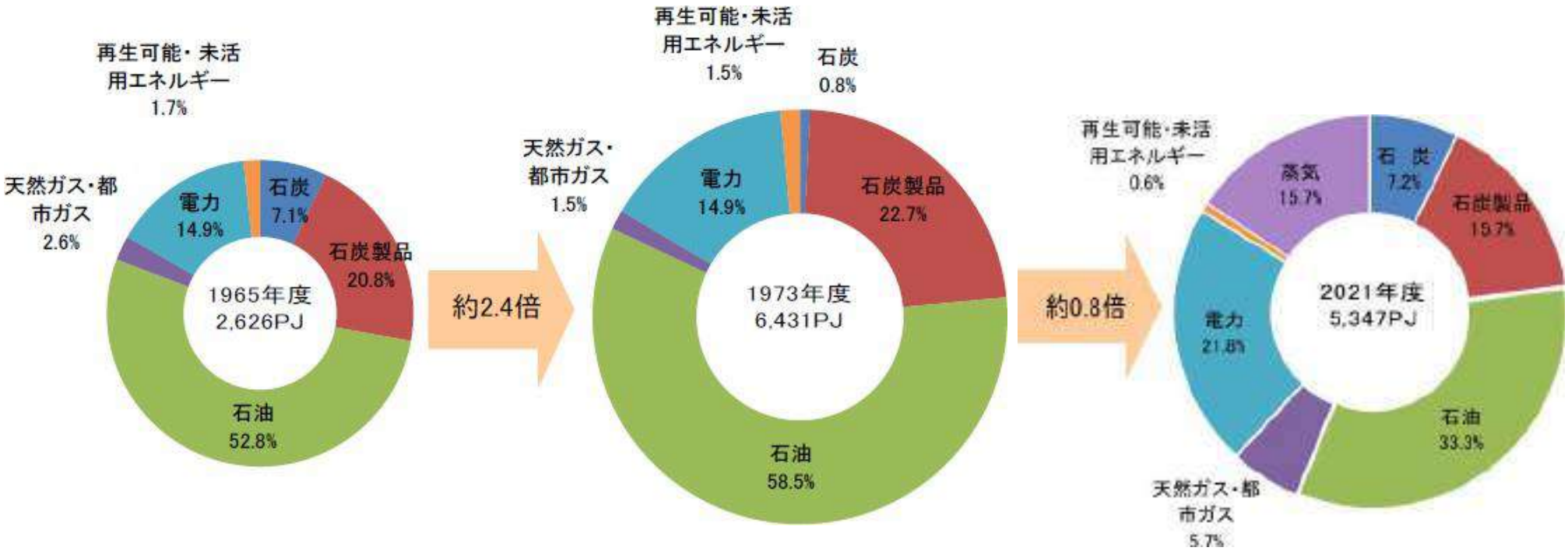
（出典）平成29年度新エネルギー等の導入促進のための基礎調査

（出典）令和3年1月27日第36回基本政策分科会資料

製造業におけるエネルギー源別消費の推移

- 1973年度の第一次石油危機までは石油の消費の伸びが顕著であったが、その後は素材系産業を中心に燃料転換が進み、石油からの代替が進展。都市ガスの消費も増加。

製造業におけるエネルギー源別消費の推移



（注1）「総合エネルギー統計」は、1990年度以降、数値の算出方法が変更されている。
（注2）石油は原油と石油製品の合計を指す。
資料：経済産業省「総合エネルギー統計」を基に作成。

（出典）令和4年度エネルギーに関する年次報告

LNGの安定調達

- LNGの安定調達のためには、引き続き、**長期契約を通じた安定的な価格での調達**と、**調達先の多角化**が重要。
- 積極的な**資源外交**や**JOGMEC等によるリスクマネー供給**等を通じ、**更なる海外権益の確保を推進**する。

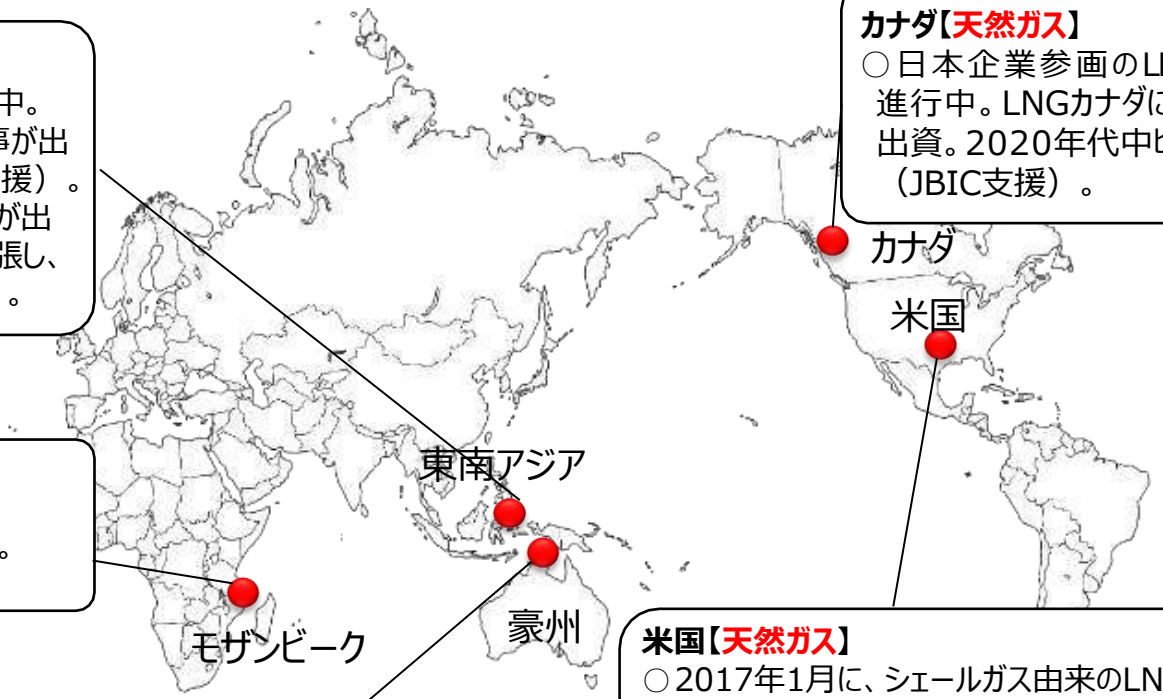
東南アジア【天然ガス】
○日本企業参画のLNGプロジェクトが進行中。
○**ドンギ・スノロLNG**（尼）には三菱商事が出資。2015年生産開始（JBIC/NEXI支援）。
○**タングーLNG**（尼）には、三菱商事他が出資。2009年生産開始、2023年さらに拡張し、生産開始（JOGMEC/JBIC/NEXI支援）。

モザンビーク【天然ガス】
○**エリア１LNG**には、三井物産が出資。
2020年代後半からの生産開始を目指す。
（JOGMEC/JBIC/NEXI支援）

豪州【天然ガス】
○日本企業参画のLNGプロジェクトが進行中。
○**イクシスLNG**は、日本企業が主導する初の大型LNGプロジェクト。2018年に生産開始（JBIC/NEXI支援）。
○既存ガス田の減退に伴う新たな上流ガス田開発や、LNGプロジェクトの拡張計画も進められている。

カナダ【天然ガス】
○日本企業参画のLNG プロジェクトが進行中。LNGカナダには、三菱商事が出資。2020年代中頃生産開始予定（JBIC支援）。

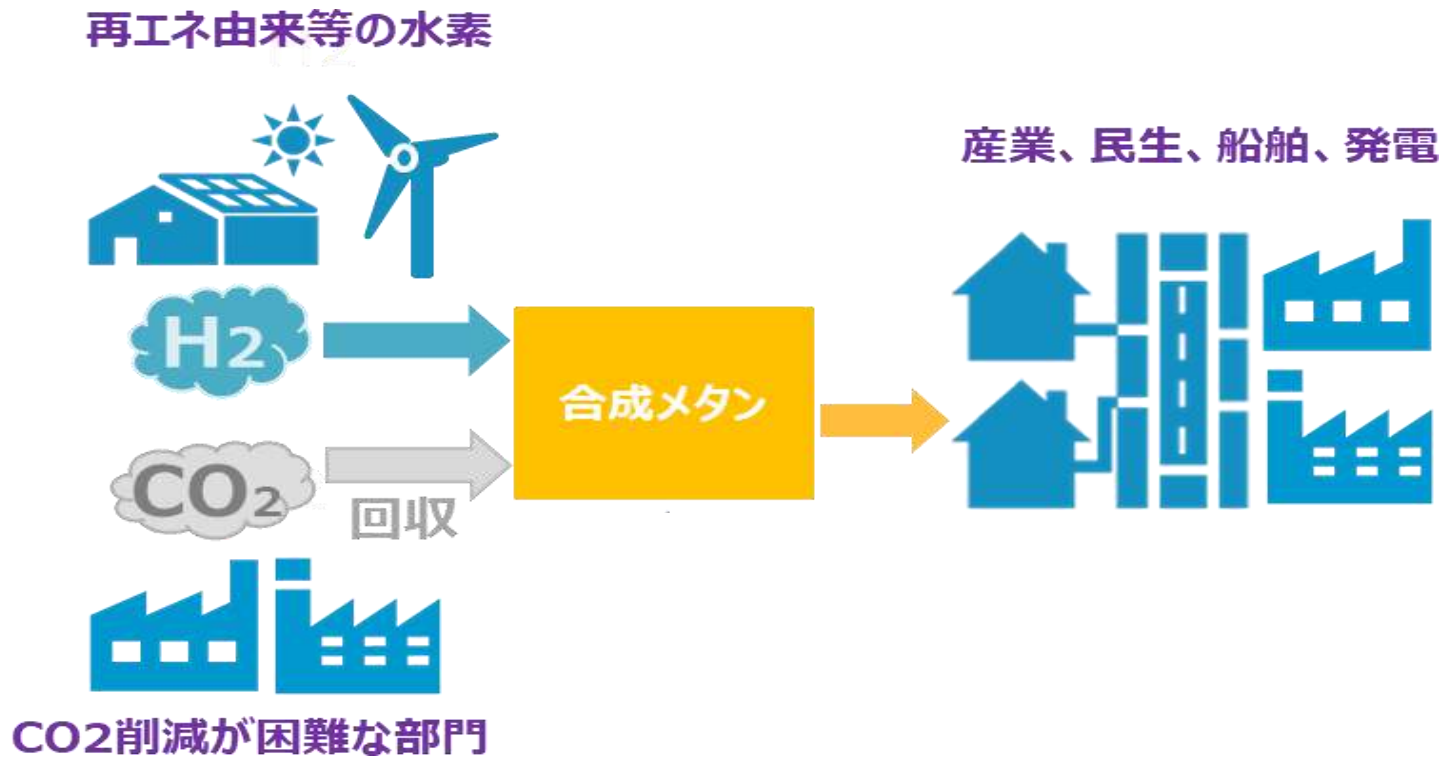
米国【天然ガス】
○2017年1月に、シェールガス由来のLNGが初めて日本に輸入（短期契約）。
○2018年5月、日本として初めての長期契約に基づく米国シェールガス由来のLNGの輸入を開始。
○**フリーポートLNG**には、JERA・大阪ガスが出資。2019年生産開始（JBIC/NEXI支援）。
○**キャメロンLNG**には、三井物産・三菱商事・日本郵船が出資。2019年生産開始（JBIC/NEXI支援）。



合成メタン（e-methane）／メタネーション

- 水素と回収したCO2から合成(メタネーション)される**合成メタンは、再エネ・水素利用の一形態。**
- 合成メタンは、LNG・天然ガスの**既存のサプライチェーンをそのまま利用可能**。具体的には、供給側では**既存のLNG・都市ガスインフラを活用**することで**切れ目なく柔軟に供給**でき、需要側でも**都市ガス用の既存設備を活用**して**設備コストを抑えながら脱炭素化を図る**ことができる。
- **エネルギー基本計画**において、ガス体エネルギーの脱炭素化に向け、**2030年に既存インフラへ合成メタンを1%注入することを目指すと位置づけており、都市ガス業界も同じ目標**を掲げている。

メタネーション／カーボンリサイクル（イメージ）



これまでのメタネーション推進官民協議会の取組

- 2021年6月、供給側・需要側の民間企業や政府など関係する**様々なステークホルダーが連携して、メタネーションの社会実装に向けた取組を推進するためメタネーション推進官民協議会を設置し、これまで計11回開催**。また本体協議会の他に、専門的な議題を検討するための３つのタスクフォースを設置。
- これまで本協議会では、**今後の合成メタン導入促進に向けて、大規模・高効率な生産技術の確立、燃焼時のCO2　カウント、制度・仕組み、CI値の必要性等**について議論を行ってきた。

推進体制

メタネーション推進官民協議会(2021年6月～)

CO2カウントに関するタスクフォース(2022年2月～)

⇒合成メタン利用に伴うCO2カウントに関する論点の整理や方策の検討。計３回開催(第３回は国内メタネーション事業実現タスクフォースと合同開催)。 2022年3月中間整理。

国内メタネーション事業実現タスクフォース(2022年４月～)

⇒具体的な産業・地域・工場（CO2の排出サイド）を念頭に、国内メタネーションの事業実現について検討。計４回開催(第４回はCO2カウントに関するタスクフォースと合同開催) 。

海外メタネーション事業実現タスクフォース(2022年4月～)

⇒具体的な国・地域・相手企業（供給サイド）を念頭に、海外メタネーションの事業実現について検討。計４回開催。

※ ガス事業制度検討ワーキンググループにおいて、2023年6月に「都市ガスのカーボンニュートラル化について 中間整理」を取りまとめ、その後も継続的に合成メタン等の新たな市場創出・利用拡大につながる適切な規制・制度の在り方の検討を行っている。

主な合成メタン（e-methane）プロジェクト

- 大手ガス会社（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス）を中心に、合成メタン導入に向けたプロジェクトが検討されているところ。

【海外プロジェクト】

【キャメロンプロジェクト（米国）】
- **東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、三菱商事、センプラ**が参画
- **テキサス州、ルイジアナ州**にて製造した合成メタンを日本に輸入する計画
- 近隣工場から調達したCO2と水素により、合成メタンを製造
- **キャメロンLNG基地**より出荷
- 2030年度供給開始予定

【トールグラスプロジェクト（米国）】
- **大阪ガス、トールグラス、グリーンプレーンズ**が参画
- **米国中西部**にて製造した合成メタンを日本に輸入する計画
- バイオマス由来のCO2と水素により、合成メタンを製造
- **フリーポートLNG基地**より出荷
- 2030年度供給開始予定

【国内プロジェクト】

【INPEX長岡鉱場でのメタネーション実証（新潟）】
- **INPEX、大阪ガス、名古屋大学**が参画
- **新潟県長岡市の油ガス田から発生する随伴CO2と再エネ由来の水素**により合成メタンを製造し、2026年度までに都市ガス導管へ注入する計画

【大阪・関西万博会場でのバイオメタネーション実証（大阪）】
- **大阪ガス、大阪市、大阪広域環境施設組合**が参画
- 大阪市此花区のゴミ焼却工場（舞洲工場）の敷地内にて、**再エネ由来水素と生ゴミから得られるバイオガス**から、合成メタンを製造する計画を2022年度より実施中
- 2024年度からは、**万博会場で生じる生ゴミ由来のバイオガスからメタンを製造**し、会場内の熱供給設備等で利用予定

※日本ガス協会は、合成メタンのうち、再エネ等由来の水素を利用してメタネーションを行うものを、特に「e-methane」（イーメタン）として、水素利用の一形態として推進。

従来技術とは異なる革新的メタネーション技術に対するGI基金による支援

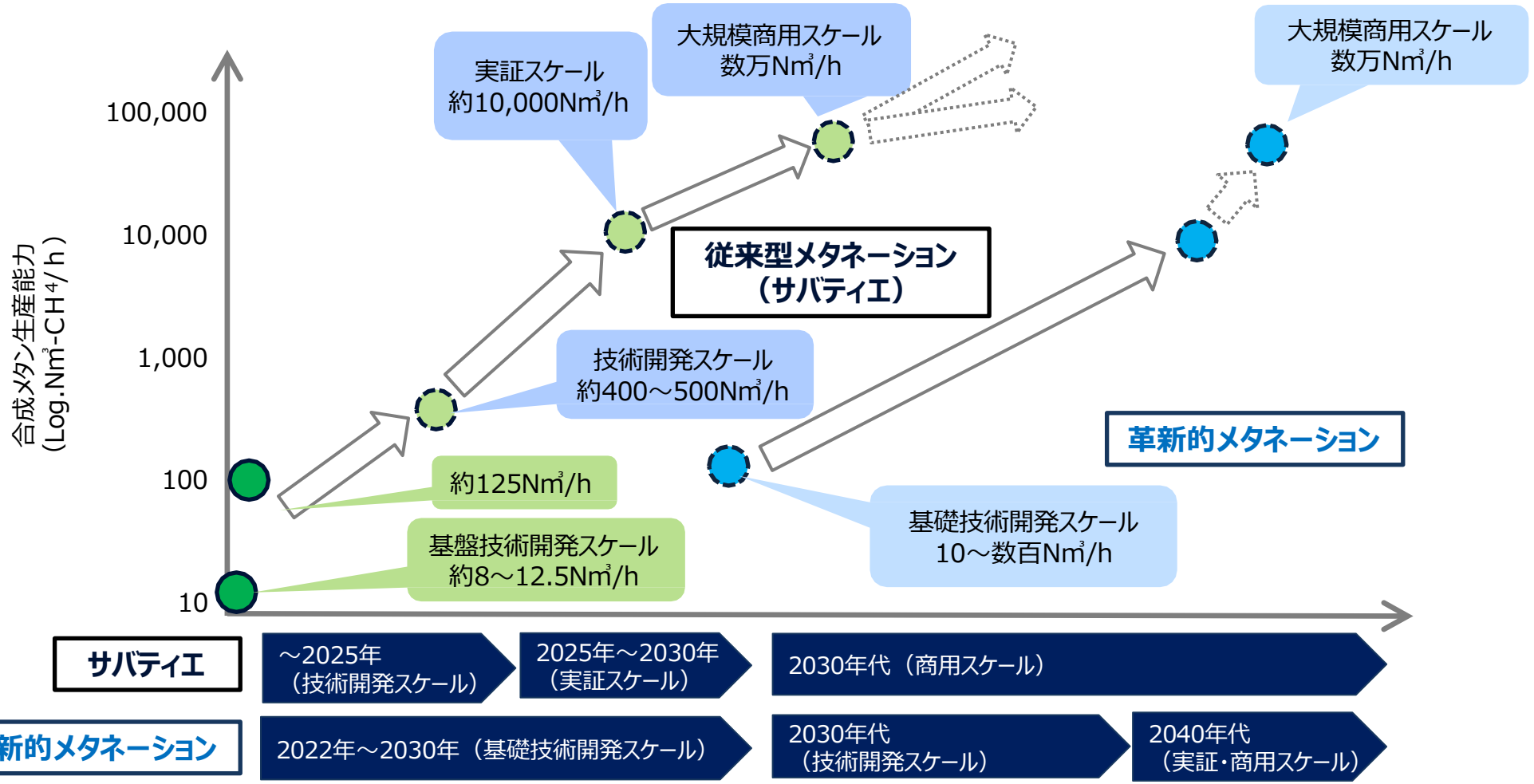
- GI（グリーンイノベーション基金）により、革新的メタネーション技術開発の実証を実施。現時点ではラボレベルの段階だが、2040年代の実用化を目指す。

		（参考）	**大阪ガス**	**東京ガス**	
		従来型メタネーション（サバティエ）	革新的メタネーション（高温域での反応）	革新的メタネーション（低温域での反応）	革新的メタネーション（1段階のみの反応）
特徴	原料	●水素とCO_2	●水とCO_2	●水とCO_2	●水とCO_2
	温度	●（～500℃）	●高温（～800℃）	●低温（～220℃）	●低温（～80℃）
メリット		●基本的な技術	●水素が不要 ●高効率（排熱を有効利用）	●水素が不要 ●高効率（排熱を有効利用）	●水素が不要 ●設備コスト低減可能（電解とメタン合成を1段階の反応で実施） ●低温のため大型化が容易
総合効率		55～60%	将来85～90%目標	将来80%超目標	将来70%超目標
GI基金による支援			●事業規模：約254億円 ●支援規模：約204億円 ●事業期間：2022年度～2030年度	●事業規模：約42億円 ●支援規模：約38億円 ●事業期間：2022年度～2030年度	

出典：事業者等のヒアリングを元に作成

メタネーション技術開発ロードマップ（イメージ）

- 従来型メタネーション（サバティエ）は、現在、400～500Nm³/ｈの実証試験に向けて準備中。2030年代に数万Nm³/hの大量生産技術の実現を目指す。
- 革新的メタネーションは、GI基金による支援の下、2030年に10～数百Nm³/ｈレベルの基礎的技術を確立し、2040年代に１万Nm³/ｈ～の大量生産技術の実現を目指す。



都市ガスのカーボンニュートラル化に向けた検討の進捗

水素社会推進法（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律）

低炭素水素等の供給・利用を早期に促進するため、計画認定を受けた事業者に対し、価格差に着目した支援措置等を講じる。

【定義】

「**低炭素水素等**」とは、**水素等**であって、**①その製造に伴って排出されるCO2の量が一定の値以下**、**②CO2の排出量の算定に関する国際的な決定に照らしてその利用が我が国の削減に寄与**する等の要件に該当するもの。<第2条第1項>

※「水素等」は、水素及びその化合物（アンモニア、合成メタン、合成燃料を想定）

【価格差に着目した支援】 <第10条第1号イ>

○**計画認定基準** <第7条第5項>

①**供給事業者と利用事業者の双方が連名となった共同計画**であること、<第7条第5項第5号イ>

②低炭素水素等の供給が**一定期間内に開始され**、かつ、**一定期間以上継続的に行われる**と見込まれること、<第7条第5項第5号ロ>

③**利用事業者**が、低炭素水素等を**利用するための新たな設備投資や事業革新等**を行うことが見込まれること<第7条第5項第5号ハ> 等

※さらに支援対象とするプロジェクトの選定に際しては、単純な価格比較のみならず、以下のような評価項目を設け、総合評価を行う。

・政策的重要性：エネルギー政策（S+3E）、GX政策（脱炭素と経済成長の両立）

・事業完遂の見込み：事業計画の確度の高さ、計画の妥当性

本格的な市場創出・利用拡大に向けた規制・制度の検討について ※ガス制度WGにおいて検討中

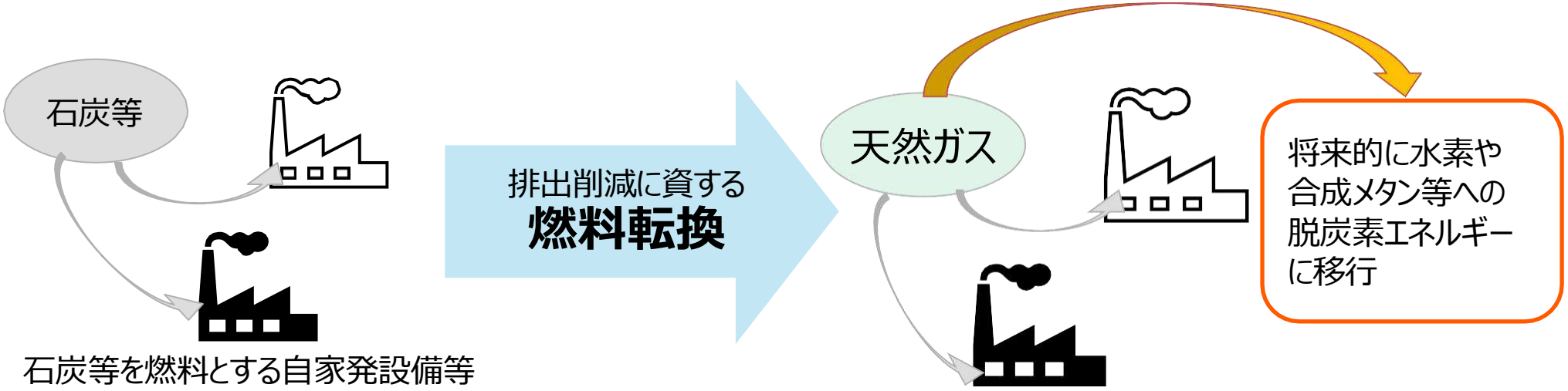
都市ガス分野のカーボンニュートラル化に向けては、その手段となる合成メタンやバイオメタン等の**本格的な市場創出・利用拡大が必要**であり、そのためには、GX経済移行債を用いた**支援制度の検討と並行して、規制・制度的措置を検討**することにより、**持続可能な形でカーボンニュートラル化のための投資が継続される環境の整備を図る**。

2030年に既存インフラに合成メタンを1%注入するという短期的な目標達成に向けては、**速やかに制度設計・導入することで、事業者の予見可能性を確保することが必要**であることから、**①供給事業者に対する供給量の確保の義務・目標（高度化法における目標設定）**と、**②価格差分の負担を適切に転嫁等することができる仕組み（託送料金制度の活用）**を組み合わせて対応するべく議論を行っている。

需要家における燃料転換の推進

- 2050年カーボンニュートラルを実現していく上で、**石炭等を活用した自家発電などにおいて、現実的な形で燃料転換を進めていく**観点は重要。
- このため、**水素・アンモニア・合成メタンなどの脱炭素エネルギーへの将来的な活用を見越し**、**石炭火力から天然ガスへの燃料転換などについて後押し**することが必要。

＊「排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業」
・・・令和6年度予算額　327億円（新規・GX経済移行債）



石炭等を燃料とする自家発設備等

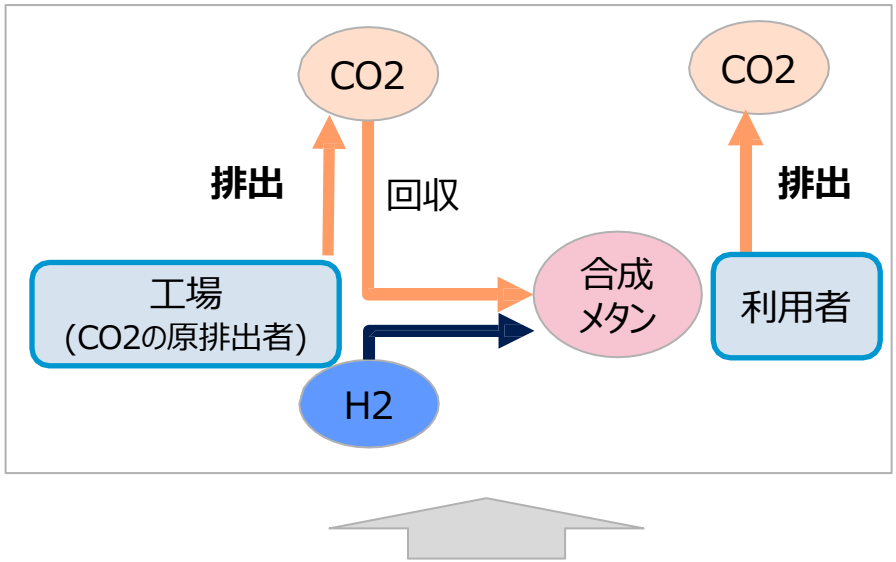
都市ガスのカーボンニュートラル化の手段	
供給するガス種の変更	合成メタン（e-methane）
	バイオガス、バイオメタン
	水素
その他のカーボンニュートラル化に資する手立て	クレジットによるオフセット

（参考）CO2カウントの扱いについての整理

- 合成メタンの利用時の**CO2排出量の計算方法について、現時点では明確なルールが存在していない**。今後、合成メタンの利用を促進していくためには、**CO2の原排出者と利用者の企業間でダブルカウントを排除することの合意**があること等を前提に、その**計算方法の考え方の整理が必要**。
- CO2カウントの整理に当たっては、**国際的に説明可能**で、かつ、**CO2の排出削減量のダブルカウントを排除**しつつ、**客観的に環境価値が移転していくことを確認できる仕組み**とすることが必要。その際、合成メタンを**国内で製造するか海外で製造するかにかかわらず、同じ考え方で整理**を進めることが必要。
- 国内での合成メタンの利用時の計算方法について、地球温暖化対策推進法に基づく**温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度**におけるカウントルールについては、環境省と検討会を開催し議論している。

合成メタンを製造する場合、原排出者が排出したCO2を回収し、合成メタンを利用する際にCO２が排出される。

第27回ガス事業制度検討ワーキンググループ（令和5年3月13日）資料3-2 一部修正



排出をどうカウントするかの整理が重要

（参考）岸田総理大臣の国賓待遇での米国公式訪問のファクトシート

- 2024年4月10日に公表された岸田総理大臣の国賓待遇での米国公式訪問のファクトシートにおいて、以下のとおり合成メタン（e-methane）について記載。

英文	和文(仮訳)
ECONOMIC, TECHNOLOGY, AND CLIMATE COOPERATION Carbon Management: ・・・**We welcome the progress of ongoing projects in carbon capture, utilization, and storage, as well as carbon recycling, between U.S. and Japanese companies. On e-methane, Japanese companies have signed Letters of Intent (LOIs) with U.S. companies to avoid CO2 double counting.**	経済、技術及び気候変動に関する協力 カーボンマネジメント： **(中略)我々は、日米企業間で進行中の CCUS/カーボンリサイクル・プロジェクトの進展を歓迎する。合成メタン（e-methane）については、二酸化炭素の二重計上を回避するため、日本企業は米国企業と基本合意書（LOI）を締結している。**

2024年度
第2回業務委員会
資料№2

2024年7月1日

経過措置指定団地の2023年12月解除並びに2024年3月解除見込み

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの

（一社）日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月～2023年6月	2024年6月1日	2024年6月1日見込（2024年4月生産動態統計BASE）			2024年9月1日	2024年9月1日見込（2024年4月生産動態統計BASE）			2024年12月1日	2024年12月1日見込（2024年4月生産動態統計BASE）		
	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	供給地点群数の増減	解除	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除見込	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除見込	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計
北海道 ▲ 4	*1* 333 5.9%	*2.9%* 10 0.6%	343 4.6%	−4 2.3%	*0* 0 0 0.0%	*1* 337 5.2%	*0.6%* 2 0.3%	339 4.7%	*0* 0 0.0%	*1* 337 5.2%	*0.6%* 2 0.3%	339 4.7%	*0* 0 0.0%	*1* 337 5.2%	*0.6%* 2 0.3%	339 4.7%
東北 ▲ 1	*88* 542 9.6%	*13.3%* 83 4.8%	625 8.5%	−31 18.1%	*0* 0 0 0.0%	*1* 573 8.9%	*3.5%* 21 2.7%	594 8.2%	*0* 0 0.0%	*1* 573 8.9%	*3.5%* 21 2.8%	594 8.2%	*0* 0 0.0%	*1* 573 8.9%	*3.5%* 21 2.8%	594 8.2%
関東 ▲ 7	*266* 1,385 24.5%	*34.3%* 722 41.8%	2,107 28.6%	−86 50.3%	*0* 2 2 66.7%	*37* 1,594 24.8%	*21.1%* 427 55.5%	2,021 28.0%	*6* 2 6 54.5%	*41* 1,600 24.8%	*20.8%* 421 55.5%	2,021 28.0%	*1* 0 1 50.0%	*42* 1,601 24.8%	*20.8%* 420 55.6%	2,021 28.0%
中部	*124* 469 8.3%	*28.7%* 189 10.9%	658 8.9%	−1 0.6%	*0* 1 0 0.0%	*20* 568 8.8%	*13.5%* 89 11.6%	657 9.1%	*1* 2 2 18.2%	*19* 570 8.8%	*13.2%* 87 11.5%	657 9.1%	*0* 2 0 0.0%	*17* 570 8.8%	*13.2%* 87 11.5%	657 9.1%
北陸	*10* 292 5.2%	*0.0%* 0 0.0%	292 4.0%	−22 12.9%	*0* 0 0 0.0%	*0* 270 4.2%	*0.0%* 0 0.0%	270 3.7%	*0* 0 0.0%	*0* 270 4.2%	*0.0%* 0 0.0%	270 3.7%	*0* 0 0.0%	*0* 270 4.2%	*0.0%* 0 0.0%	270 3.7%
近畿	*123* 680 12.0%	*33.3%* 339 19.6%	1,019 13.8%	−36 21.1%	*0* 2 1 33.3%	*13* 834 13.0%	*15.2%* 149 19.4%	983 13.6%	*1* 1 3 27.3%	*13* 837 13.0%	*14.9%* 146 19.3%	983 13.6%	*0* 0 0 0.0%	*13* 837 13.0%	*14.9%* 146 19.3%	983 13.6%
中国	*86* 549 9.7%	*13.1%* 83 4.8%	632 8.6%	−41 24.0%	*0* 2 0 0.0%	*4* 576 8.9%	*2.5%* 15 2.0%	591 8.2%	*0* 0 0.0%	*4* 576 8.9%	*2.5%* 15 2.0%	591 8.2%	*0* 2 0 0.0%	*2* 576 8.9%	*2.5%* 15 2.0%	591 8.2%
四国	*50* 291 5.1%	*17.6%* 62 3.6%	353 4.8%	0 0.0%	*0* 0 0 0.0%	*0* 336 5.2%	*4.8%* 17 2.2%	353 4.9%	*0* 0 0.0%	*0* 336 5.2%	*4.8%* 17 2.2%	353 4.9%	*0* 0 1 50.0%	*0* 337 5.2%	*4.5%* 16 2.1%	353 4.9%
九州	*166* 931 16.5%	*20.4%* 238 13.8%	1,169 15.8%	16 −9.4%	*0* 1 0 0.0%	*10* 1,137 17.7%	*4.1%* 48 6.2%	1,185 16.4%	*0* 0 0.0%	*10* 1,137 17.6%	*4.1%* 48 6.3%	1,185 16.4%	*0* 0 0 0.0%	*10* 1,137 17.6%	*4.1%* 48 6.3%	1,185 16.4%
沖縄	*1* 181 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	182 2.5%	34 −19.9%	*0* 0 0 0.0%	*0* 215 3.3%	*0.5%* 1 0.1%	216 3.0%	*0* 0 0.0%	*0* 215 3.3%	*0.5%* 1 0.1%	216 3.0%	*0* 0 0 0.0%	*0* 215 3.3%	*0.5%* 1 0.1%	216 3.0%
全国 計 ▲ 12	*915* 5,653 100.0%	*23.4%* 1,727 100.0%	<減少率= 7,380 100.0%	−2.3%> −171 100.0%	*0* 8 3 100.0%	*86* 6,440 100.0%	*10.7%* 769 100.0%	7,209 100.0%	*8* 5 11 100.0%	*89* 6,451 100.0%	*10.5%* 758 100.0%	7,209 100.0%	*1* 4 2 100.0%	*86* 6,453 100.0%	*10.5%* 756 100.0%	7,209 100.0%

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

（注）廃止された旧簡易ガス団地数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

赤数字は特別な事後監視解除数（見込）　***赤数字***は特別な事後監視解除数（見込）

【出典：生産動態統計 ほか】

2024年度
第2回業務委員会
資料№3

News Release

電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

令　和　６　年　５　月　１　０　日
経済産業省　電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について（令和５年度第３四半期）

（趣旨）
　ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス（又は簡易ガス）の利用率が５０％を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域の料金水準（標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス小売料金）を、３年間監視することと整理されています。
　上記の整理を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会において、令和５年１０月から１２月を対象とした「特別な事後監視」の調査を実施しましたので、その結果について公表します。

１．調査の概要

(1) 対象事業者・供給区域等
- 旧一般ガス事業者：　５事業者　５供給区域
- 旧簡易ガス事業者：　７５事業者　１４０供給地点群

(2) 事業者からの報告事項
　対象事業者から、令和５年１０月から１２月までの期間（以下「本件対象期間」といいます。）の標準家庭における1ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス小売料金（月次）に係る情報を収集しました。

２．調査の結果

(1) 本件対象期間における調査の結果、値上げを行った事業者が1事業者（1供給地点群）確認されたため、その内容について検証・確認を行いました。その結果、合理的でない値上げとは認められませんでした。

(2) 当該事業者以外の事業者についても、本件対象期間における、各月ガス小売料金の前月及び前年同月との比較などを行い、検証・確認を行った結果、原料費調整に伴う値上がりはありましたが、合理的でない値上げは認められ

ませんでした。

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長　下津
総合監査室長　伊藤
担当者：安原、牛島
電　話：03-3501-1552（直通）

Go!ガステナブル

2024年度
第2回業務委員会
資料№4-1

『暮らしの未来シンポジウム2024』の開催について

- 今年度の暮らしの未来シンポジウムは**10月28日（月）**に**サンケイプラザ**にて開催。
- 昨年度に引き続き**ハイブリッド形式**にて行い、5年ぶりに**懇親パーティ**を開催する予定。
- コラボ関係者の皆様にはぜひ会場にお越しいただきたい。

2024年6月7日

一般社団法人日本ガス協会
普及部　業務推進G

© 2024 The Japan Gas Association

今年度のシンポジウム概要

イベント名称	暮らしの未来シンポジウム2024
副題	環境に配慮したライフスタイルをめざして / 私たちの住まい・暮らしで変わる未来 / 快適でカーボンニュートラルな暮らしをめざして　等 ※登壇者のテーマと共に副題を決定する
開催日	**2024年10月28日（月）**
会場	**サンケイプラザ**　3F、4F　（〒100-0004 東京都千代田区大手町1-7-2）
対象	役所・有識者、住宅業界、住設機器業界、ガス機器業界、ガス体エネルギー業界、消費者団体
形式	会場来場形式＋オンライン参加形式の**ハイブリッド開催**（アーカイブ配信あり）
構成	**・基調講演、講演3本（1講演約40分）** **・懇親パーティ（約90分）**
主催	ウィズガスCLUB (住宅生産団体連合会、キッチン・バス工業会、日本ガス石油機器工業会、日本ガス体エネルギー普及促進協議会)

© 2024 The Japan Gas Association

シンポジウムの構成について

スケジュール案

開始予定	終了予定	パート	時間(分)	内容	登壇者
14:30	14:40	1部	10	開演・開会挨拶	コラボ会長
14:40	14:55		15	基調講演	国交省　住宅生産課課長
14:55	15:35		40	講演①	1名
15:35	15:45		休憩		
15:45	16:25		40	講演②	1名
16:25	17:05		40	講演③	1名
17:05	17:15		10	閉演・会場移動	
17:15	18:30	2部	75	懇親パーティ	

© 2024 The Japan Gas Association

講演者・講演内容について

講演	ジャンル	テーマ（案）	登壇者(予定)	選定理由
①	環境・省エネ	日本の未来、豊かな暮らしの実現に向けて	宮島　香澄氏 (省エネルギー小委員会 委員、日本テレビ放送網株式会社報道局解説委員) 	経済全般、社会保障等がご専門であり、幅広い知見から「暮らしの未来」についてご示唆いただくことができる。省エネルギー小委員会委員。
②	建築・省エネ	持続可能な社会を目指した省エネ・快適な住まいについて	川久保　俊 氏 (慶応義塾大学) 	伊香賀研究室を引き継ぐ若手研究者。ウェルネスや省エネの観点からの研究多数。エンボディドカーボン評価WG委員。
③	建築・CN	建築・エネルギー分野のカーボンニュートラルに向けた取り組みについて	田辺　新一 氏 (早稲田大学) 	2050年CN達成に向け住宅・建築・エネルギー・脱炭素等、幅広い研究を行っている。省エネルギー小委員会委員長、元建築学会会長。

© 2024 The Japan Gas Association

主なご案内先と今後のスケジュールについて

◆ 主なご案内先

関係省庁等	経済産業省、国土交通省、環境省、地方自治体 等
有識者	住宅・エネルギー政策に関わる有識者、大学関係者 等
住宅業界	住宅生産団体連合会、不動産協会、ハウスメーカー、デベロッパー 等
キッチンバス業界	キッチン・バス工業会、キッチン・バスメーカー 等
ガス機器メーカー、 コラボ関係	日本ガス石油機器工業会、ガス機器メーカー 等 都市ガス、LPガス、コミュニティーガスの各団体、各社 等

◆ 今後のスケジュール（予定）

8月下旬頃 ：シンポジウムご案内状発送
9月上旬頃 ：チラシによるご案内
9月下旬頃 ：特設サイトオープン
10月28日 ：暮らしの未来シンポジウム2024 開催

© 2024 The Japan Gas Association

Go!ガステナブル

2024年度
第2回業務委員会
資料№4-2

建築物省エネ法(コラボ主催)説明会について

2024年6月7日
一般社団法人日本ガス協会
普及部　業務推進G

© 2024 The Japan Gas Association

これまでの経緯

- 2025年に建築物省エネ法義務化を迎えるにあたり、ガス体エネルギー業界として住宅供給事業者に対し、家庭用ガスシステムの持続可能性等を訴求していくことが重要だと認識。
- 上記認識の下、今年度のコラボ活動計画に建築物省エネ法義務化に向けた説明会を盛り込んでおり、昨年度末のコラボ代表者会議にて承認済。尚、本取り組みに対し予算を150万円計上。

4．2024年度活動予定

COLLABO［コラボ］

項目	計画
コラボ	**建築物省エネ法義務化に向けた説明会** • 2025年建築物省エネ法義務化をはじめ住宅等に対する省エネ規制が強化される中、ガス事業者が建築物省エネ法を理解し、家庭用ガスシステムの持続可能性を訴求していくことが重要。 • 多くのガス事業者に参加していただけるようWEB形式にて建築物省エネ法の概要や具体的なガスシステムの提案手法等の説明会を開催することで、ガス体エネルギー業界全体の理解促進を図る。 **エコジョーズ導入拡大に向けた取組** • 既存集合住宅におけるエコジョーズ導入拡大を目指し、JGKAと共同でWGを新設。エコジョーズ導入に関する各種課題を整理し、行政や賃貸集合住宅管理組合・会社、賃貸オーナー等広範囲にアプローチすることで普及拡大につなげる。 • JGKAが企画中のエコジョーズ普及に向けた新たな仕掛け（目標エコジョーズ化率の対外公表等）に賛同・協賛する。
ウィズガスCLUB	**暮らしの未来シンポジウム2024** • 2050年に向けたガス体エネルギーの貢献について、省エネ性・環境性、レジリエンス性、健康・快適性等の観点から効果的に訴求するため、関係業界と連携してイベントを開催。 • 「効果的な情報発信」と「業界間の連携強化」を目指し、懇親会付きの開催を検討。

▲コラボ代表者会議資料(抜粋)

© 2024 The Japan Gas Association

今年度の説明会について

- 本説明会の内容・構成等について３案を検討。その他の可能性も含めご意見を頂戴したい。

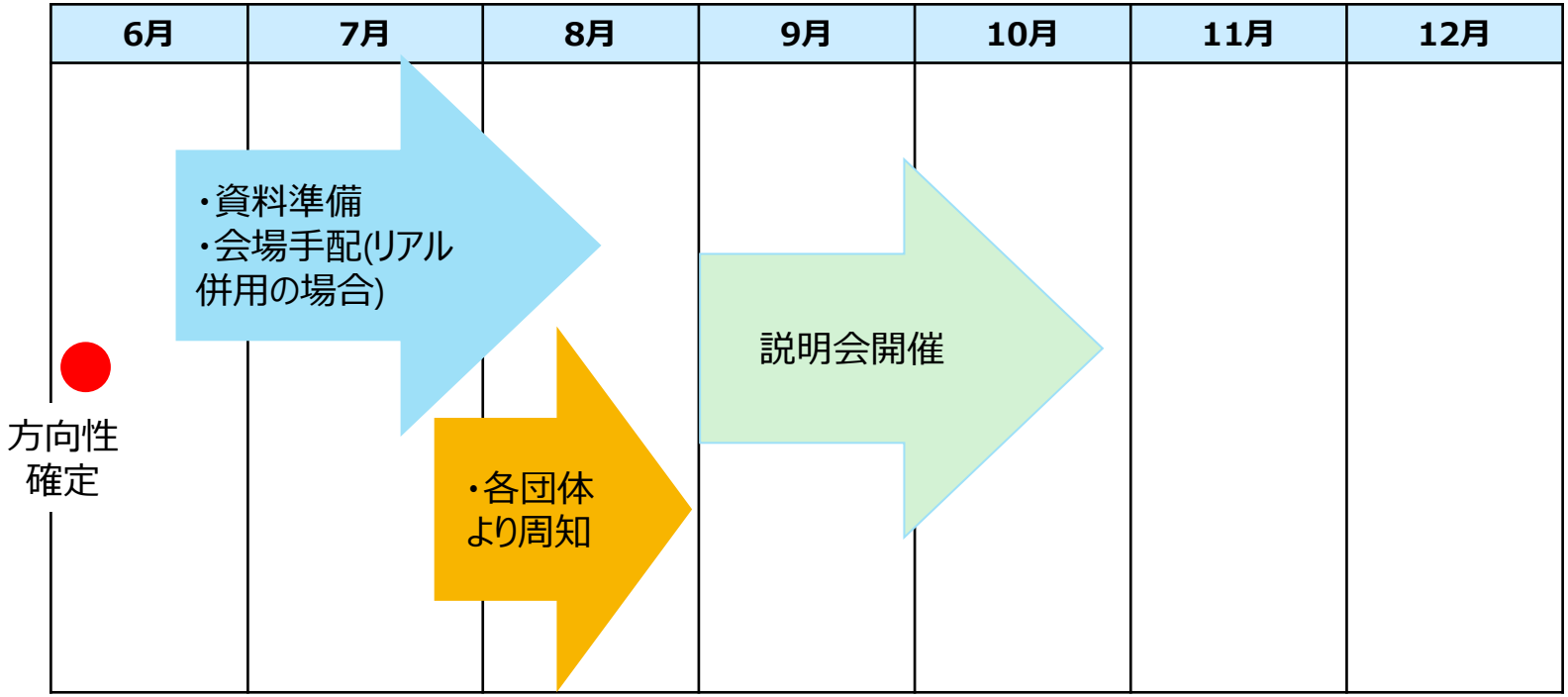
	A案	B案	C案
内容・構成	**・住宅政策の動向について** （現在の各種制度や基準の状況、省エネ基準適合義務化に向けた今後の制度、基準の見通し） **・住宅の省エネ性能評価と計算について** （省エネ性能評価の概要、WEBプログラムの使い方、たすき掛けルート、SUへの提案例等） **・WEBプログラムでの計算の実践** （標準的な仕様を想定した住戸におけるエコジョーズやエネファーム等を採用した場合の計算）	**・住宅政策の動向について** （現在の各種制度や基準の状況、省エネ基準適合義務化に向けた今後の制度、基準の見通し） **・住宅の省エネ性能評価と計算について** （省エネ性能評価の概要、WEBプログラムの使い方、たすき掛けルート、SUへの提案例等）	**・住宅政策の動向について** （現在の各種制度や基準の状況、省エネ基準適合義務化に向けた今後の制度、基準の見通し） **・家庭用ガスシステムの持続可能性、優位性** （住宅供給事業者様やリフォーム事業者様等からの想定質問とエネファームやエコジョーズ採用住宅における省エネ基準達成の考え方に関する回答例等）
形式	リアル・オンライン併用	リアル・オンライン併用もしくはオンライン	リアル・オンライン併用もしくはオンライン
時間	約3時間	約2時間	約1時間
説明者	KBI、コラボ	KBI、コラボ	コラボ
費用	KBI委託費用、会場費 【KBI委託費用想定】 ・資料制作費　40～50万 ・説明・指導費用　12万～20万/回	KBI委託費用、会場費	会場費

© 2024 The Japan Gas Association

今後のスケジュールについて

- 本日方向性を確定した後、9月～10月頃の開催を目指し準備を進めていきたい。
- 資料作成ならびに本番での資料説明等、ご協力をお願いしたい。

スケジュール案



© 2024 The Japan Gas Association

参考：これまでの都市ガス事業者向け説明会

回	日程	形式、時間	回数・場所	説明者	主な内容
1	2022年7月	リアル・オンライン併用 1.5時間	3回 (北海道、東京、福岡)	JGA	• 家庭用ガスシステムを取り巻く環境について （エネルギー・環境政策におけるガスの位置付け、住宅に対する省エネ規制強化の動向等） • ガスの持続可能性について （住宅供給事業者様やリフォーム事業者様等からの想定質問とカーボンニュートラルチャレンジ2050アクションプランを踏まえた回答例等） • 家庭用ガスシステムの持続可能性、優位性 （住宅供給事業者様やリフォーム事業者様等からの想定質問とエネファームやエコジョーズ採用住宅における省エネ基準達成の考え方に関する回答例等）
2	2022年12月～ 2023年1月	リアル・オンライン併用 3時間	7回 (北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、福岡)	JGA KBI	• 住宅政策の動向について （現在の各種制度や基準の状況、今後の制度や基準の見通し（省エネ基準適合義務化等）） • 住宅の省エネ性能評価と計算について （省エネ性能評価の概要、WEBプログラムの使い方、SUへの提案例等） • WEBプログラムでの計算の実践 （標準的な仕様を想定した住戸におけるエコジョーズやエネファーム等を採用した場合の計算）
3	2024年1月～ 2024年3月	リアル・オンライン併用 3時間	8回 (北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、福岡)	JGA KBI	• 住宅政策の動向について （現在の各種制度や基準の状況、省エネ基準適合義務化に向けた今後の制度、基準の見通し） • 住宅の省エネ性能評価と計算について （省エネ性能評価の概要、WEBプログラムの使い方、たすき掛けルート、SUへの提案例等） • WEBプログラムでの計算の実践 （標準的な仕様を想定した住戸におけるエコジョーズやエネファーム等を採用した場合の計算）

© 2024 The Japan Gas Association

11月2日はキッチン・バスの日

キッチン・バス工業会では、「文化の日」の前日にあたる11月2日を、台所・お風呂などの伝統ある生活文化をみんなで考える記念日として「キッチン・バスの日」を定めています。

2024年度 第2回業務委員会 資料№4-3

キッチン・バスの日記念 第20回（最終回）「台所・お風呂の川柳」募集

住生活月間協賛事業

今回で最終回とさせていただくこととなりました。
これまでたくさんのご応募ありがとうございました。
日々の暮らしのなかにある
「台所、お風呂、洗面」を題材にした
楽しい川柳をお待ちしています。

第19回 キッチン・バス大賞

冷めぬうち
そっと追い焚く
夫婦仲

やまびと



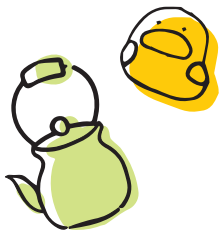
- **キッチン・バス大賞 1名様　商品券5万円**
- **準キッチン・バス大賞 1名様　商品券3万円**

※キッチン・バス大賞、準キッチン・バス大賞は表彰式への出席が受賞の条件となります。

- 暮らしの安全・安心賞　1名様
- 豊かな住生活賞　1名様
- 環境・省エネ賞　1名様

［ — 共通 — 石川県応援物産（予定）］

- 協賛団体賞　15名様　商品券1万円
- 選者特別賞　3名様　商品券1万円
- 優秀賞　25名様　日本のお風呂文化にこだわりつづけた三重県津市「おぼろタオル」バスタオル・フェイスタオル（made in Japan）のセット
- 入賞　50名様　石川県応援物産（予定）
- 学校奨励賞　ご応募いただいた学校には、表彰状をお贈りします。



応募期間：2024年5月27日（月）～7月15日（月・祝日）

WEB応募　https://www.kitchen-bath.jp/senryu/form.html（スマホ対応）

FAX応募　03-3436-6454

郵送応募　〒105-0012 東京都港区芝大門1-4-9大門ビル3階
キッチン・バス工業会 川柳事務局　※2024年7月15日消印有効

【主催】キッチン・バス工業会
キッチン・バス工業会は、キッチン・バス・洗面化粧台の製造・販売、素材・原材料・エネルギー供給企業等及び団体を会員とし、安心・安全な住宅設備機器の提供により、国民生活の発展に貢献することを目指します。

【協賛】（一財）ベターリビング／（一社）日本ガス協会／日本LPガス団体協議会／（一社）日本バルブ工業会／（一社）日本琺瑯工業会／（一社）日本ガス石油機器工業会／ステンレス協会／（一社）日本建材・住宅設備産業協会／（一社）住宅リフォーム推進協議会／（公社）インテリア産業協会／日本繊維板工業会／（一社）リビングアメニティ協会／関西電力（株）・東京電力エナジーパートナー（株）／（一社）日本コミュニティーガス協会／「STOP！ヒートショック」プロジェクト

【後援】経済産業省・国土交通省

キッチン・バス工業会 川柳事務局　行

FAX応募 03-3436-6454

□ 学校名　□ 貴社名　（　　）

第20回「台所・お風呂の川柳」応募用紙

■ペンネーム	■氏名（フリガナ）	■年齢　歳
■住所　〒		
■電話番号	■メールアドレス	
■何を見て応募されましたか？ （　当工業会の HP ・ 応募情報誌 ・ 応募サイト ・ 会員の企業情報　・ その他　）		

■特別選者



講談師
神田 松鯉



落語家
桂 右團治



落語家
三遊亭 圓馬

■選者
ベターリビング 理事長
キッチン・バス工業会 会長
キッチン・バス工業会 副会長（2名）

応募要領
- お一人様何句でも応募いただけます。
- 自作で未発表のものに限ります。
- 入賞作品の著作権はキッチン・バス工業会に帰属するものといたします。
- 応募者の個人情報は、入賞者への諸連絡及び賞品発送（商品提供先への個人情報の提供にご同意いただきます）に利用させていただきます。
- 入賞発表後でも盗作・類句と判明した場合は入賞を取り消します。
- 入賞作品に関する第三者からの苦情・異議申し立てに関して、当工業会は一切関知せず、入賞者が責任をもって解決するものとし、入賞者または第三者に何らかの損害が発生した場合も一切の責任を負いかねます。
- 応募に伴う郵送費等の諸経費は応募される方のご負担となります（ハガキは63円）。

入賞作品発表　・2024 年 10 月中旬　入賞作品はキッチン・バス工業会ホームページで発表。

表彰式　・2024 年 11 月 1 日　日本工業倶楽部（東京）にて開催予定。

お問い合わせ　：キッチン・バス工業会 川柳事務局（清水・田中）TEL.03-3436-6453（9時～17時）土日・祝日は除く。

※過去の入賞作品は、当工業会のHPをご覧ください。https://www.kitchen-bath.jp/senryu/pastwork.html

2025 60th JAPAN ASSOCIATION OF KITCHEN & BATH キッチン・バス工業会 11月2日は「キッチン・バスの日」です